

平成26年第4回太子町議会定例会（第451回町議会）会議録（第2日）

平成26年9月2日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第8号 「集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」の提出を求める請願
- 3 請願第9号 国及び兵庫県に対し「給付制奨学金の創設を求める意見書」の提出を求める請願
- 4 請願第10号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第8号 「集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」の提出を求める請願
- 3 請願第9号 国及び兵庫県に対し「給付制奨学金の創設を求める意見書」の提出を求める請願
- 4 請願第10号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書

会議に出席した議員

1番	中 薮 清 志	2番	堀 卓 史
3番	藤 澤 元之介	4番	首 藤 佳 隆
5番	福 井 輝 昭	6番	森 田 眞 一
7番	平 田 孝 義	8番	吉 田 日出夫
9番	井 川 芳 昭	10番	清 原 良 典
11番	中 島 貞 次	12番	服 部 千 秋
13番	井 村 淳 子	14番	佐 野 芳 彦
15番	中 井 政 喜	16番	橋 本 恭 子

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長	岡 田 俊 彦	書 記	北 陽一郎
書 記	八 木 智 晴		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	北 川 嘉 明	副 町 長	八 幡 儀 則
教 育 長	寺 田 寛 文	総 務 部 長	堀 恭 一
生活福祉部長	井 手 俊 郎	経 済 建 設 部 長	堂 本 正 広
教 育 次 長	宗 野 祐 幸	財 政 課 長	森 川 勝

（開議 午前9時58分）

ありがとうございます。

○議長（橋本恭子） 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達していますので、ただいまから平成26年第4回太子町議会定例会（第451回町議会）を再開します。

平成26年第4回太子町議会定例会（第451回町議会）第2日目におそろいで御出席

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（橋本恭子） 日程第1、一般質問を行います。

質問されます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快をお願いします。

さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 3番藤澤元之介、通告に従いまして一般質問を行います。

橋梁長寿命化修繕事業について。

平成24年度に橋梁長寿命化修繕計画を策定され、現橋りょうの延命を図るべく事業を進められると推察しますが、今年度実施予定の長金陸橋の修繕はどのような内容なのか。また今後、ほかの跨線橋についてもどのような計画になっているのかお伺いをいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 策定しました橋梁長寿命化修繕計画は、町が管理します橋りょう180橋のうち、橋の長さ15メートル以上の重要な橋りょうが11橋あります。今後20年の間に建設から50年を経過する橋りょうが9橋となり、約80%が急速に高齢化することが懸念される中、従来の事後的な修繕及びかけかえという手法から予防的な修繕及び計画的なかけかえという手法への転換を図り、橋りょうの長寿命化並びに橋りょうの修繕及びかけかえに係る費用の縮減を図ることを目的に策定いたしました。

この計画に基づきまして、今年度は長金陸橋のJR敷地上以外の部分の修繕を予定して

おります。その内容につきましては、伸縮装置取りかえ工、再塗装工、断面修復工、ひび割れ注入工、表面含浸工、階段補修工、剥落防止工を施工する予定でございます。

今後、他の跨線橋の予定につきましては、平成27年、28年度に太子陸橋、平成30年度から中道跨線橋の修繕を予定してございます。

跨線橋のJR敷地上の修繕工事につきましては、JR委託による施工となりますので、施工時期については協議の上、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 先ほどの計画で、概要は全体的な部分はわかったんですけども、全体では広報だとかホームページ、あるいはその地域そのものにかかわる部分については瓦版等で事業の進捗状況等を連絡あるいは逆にこういった部分で工事が進んでおりますということでPRしてほしいと思います。

続きまして、次に子ども・子育て支援事業計画についてですが、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が可決成立し、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が本格実施されることになっております。太子町でも現在子ども・子育て会議を開催し、子ども・子育て支援事業計画策定に向け議論されていると思いますが、現在の進捗状況について伺います。

また、子育て支援に関連し、臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金の申請状況と未申請者への今後の方針あるいは対応について聞きたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 失礼いたします。

それでは、まず最初に子ども・子育て会議の進捗状況についてお答えいたします。

平成24年8月に成立しました子ども・子育て支援法におきまして、市町が実施主体となり、幼児期の学校教育、保育、地域の子ど

も・子育て支援を総合的に推進することとなっております。それに伴い、市町におきまして地域の需要を把握し、27年度から5カ年間の教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと、その見込みに対する確保方策を明記した子ども・子育て支援事業計画を策定する必要があります。

計画策定の基礎資料となる子ども・子育て支援に係るニーズを把握するため、昨年12月に小学3年生以下の児童がいる全世帯を対象として子ども・子育て支援に係るアンケート調査を実施いたしました。その調査結果と今後の人口推計をもとに、子育て支援に係るサービス量の見込みを算出し、6月23日に開催した太子町子ども・子育て会議で審議をいただきました。また、7月28日と8月25日の会議では、計画の骨子案を提示し、計画の理念や基本目標、量の見込みに対する確保方策等につきまして御審議をいただきました。

なお、本町の子ども・子育て支援事業計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画と一体化したものとして策定する必要があります。その行動計画の策定指針につきましては、9月末ごろ国からの告示が予定されております。その内容を踏まえ、10月下旬予定の子ども・子育て会議におきまして素案を御審議いただいた後、答申を受け、パブリックコメントにより町民の皆様の御意見を伺うようなスケジュールで進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の給付金の申請状況と未申請者への対応でございます。

8月25日現在、臨時福祉給付金は2,867件の案内状を配付のうち、約67%の1,921件の申請がありました。また、子育て世帯臨時特例給付金は2,868件の同じく案内状送付のうち、約87%の2,482件の申請がございました。今後、町広報、またホームページ等、また民生委員の活動の場とか、あと健診、予防接種等の場を通じまして、12月の申請期限までに申請をしていただけるように周知していきたいというふうに考えております。

また、臨時福祉給付金でございますが、こちらは高齢者の対象者が非常に多ございます。揖保郡医師会の協力を得まして、町内各医療機関の窓口に啓発用のチラシ、ポスターなどを置かせていただいております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 同じく、関連して保育の必要性の認定について、幼児教育あるいは保育が必要とされる全ての人を認定するような運営とし、ダブルワークや短時間労働、あと求職活動を行っている人など、さまざまな実態がある中で幅広い事由を認めることが必要であると思われまいます。例えば、パート労働者であっても標準時間を認めるなど、また障害児などやひとり親家庭等が排除されないための措置を講じるなど、実際の運用に当たってはさらに細分化あるいは詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等も踏まえつつ、利用調整が不可欠であると思えます。その点についてまだ確定はしておりませんが、現行の考え方あるいは所見についても結構ですから、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 子ども・子育て支援新制度では、保護者の申請を受けまして客観的な基準に基づき保育の必要性を認定することとなっております。

保育の必要性の認定に当たっては、まず保護者の就労や疾病など、保育の必要性の事由に該当するかどうかの審査をいたしまして、次に保育の必要性の事由に該当する方につきましては、保育の必要量に応じて保育標準時間と保育短時間のどちらかの区分に該当するかを判断いたします。さらにひとり親家庭や虐待のおそれがあるなどの社会的援護が必要な場合、また障害のある子供たち等の優先利用が必要な場合かを勘案した上で、総合的に審査をすることとなっております。

本町におきましても、国の示す基準に基づきまして、保育の必要性の認定基準についても検討しているところでございます。特に優

先利用につきましては、申請の際の保護者への聞き取りや関連機関との連携を図ることにより、できる限り各家庭の実情を把握し、対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 わかりました。

本町における実施責任の明確化として、あっせんあるいは調整、要請等の概念等を明らかにし、特別な理由なく事業者側が協力しない場合、本町の実施責任が発揮できるようにする。例えば、具体的に言いますとペナルティーという部分がないものですから、指定の取り消しの検討をするなど、要は特定の子供の受け入れを拒むことのないような運営となるように行政も含めて確認、チェック体制ができる体制づくりという部分をお願いしたいと思っております。

次に入ります。

安心して老後が迎えられるまちづくりについてですけれども、約800万人と言われる団塊の世代が75歳を迎え、介護や福祉分野の需要が増え続けるとされる2025年問題を見据え、本町の実情に応じた高齢者福祉施策を総合的あるいは計画的に推進していくため、やすらぎ太子ひまわりプラン2015（第7次老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画）の策定内容についてお伺いします。

また、高齢者等安心見守りネットワーク事業のたいしひまわり（日廻り）隊について、協力事業所の開拓と連携強化による高齢者が安心して住みなれた地域で暮らし続けられる環境づくりが本当に進んだのか、現状の課題や成果についてもお伺いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それでは、介護保険事業計画の策定内容についてお答えをいたします。

本計画は、国、県の定める指針に沿って策定し、第7次老人福祉計画及び第6期介護保険事業計画の2つの計画を一体的に策定する

ものとされています。計画の期間は3年間で1期とし、平成27年度から29年度までの計画でございます。

老人福祉計画では、県の目標である高齢者が地域で活躍を続け、安心して暮らせる社会を実現するための推進方策を定め、また介護保険制度の運営に関する取り組みといたしまして、住まい、医療、介護予防、生活支援が住みなれた地域で一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指した計画といたします。そのために、高齢者の福祉、介護等に関するニーズ調査を実施し、地域の課題や必要となるサービス等を把握、分析を行い、計画期間中の給付費を推計し、新たな保険料を算定してまいります。

具体的な内容といたしましては、今回の介護保険法の改正によりまして、要支援者向けサービスの一部を市町村事業へ段階的に移行し、平成29年4月の実施となるほか、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上に限定する。また、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割に引き上げる。一方、低所得者の保険料軽減割合を拡大するなどの具体的な改正がございます。

次に、高齢者等安心見守りネットワーク事業の現状と課題や成果についてでございますが、平成25年5月より実施しております高齢者等安心見守りネットワーク事業でございますが、平成25年10月末に新聞販売店とか信用金庫等、32事業所が登録をしていただき、見守りをいただいているところでございます。

現在までに登録事業所からの通報は幸いございませんが、今後も引き続き見守り活動を依頼したいと考えております。

また、現在宅配弁当業者さんからの新規登録希望もありますので、登録事業者数を今後も増やしていきたいというふうに考えております。

また、認知症の方の徘徊対策として、認知症の方に登録をしていただき、万が一不明になったときには警察、行政が広域的にス

ムーズに検索できるような認知症SOSネットワーク事業——これ仮称でございますが——を現在検討しております。検索に当たっては、先ほどの登録32事業所や防災ネットへの配信等も検討されており、今後はさらに広域的な検索も踏まえた検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 ぜひとも継続した取り組みをよろしく願います。

関連しまして、第1号被保険者、いわゆる65歳以上の人と介護保険料についてですけども、本町の現基準額は年額で5万4,840円で、対前期で約8.3%増と今後も増額基調が予想されます。介護保険料の組み方についても、需要と供給のバランスをとりながら十分な検討をし、住民の皆さんが納得できるような保険料の設定が必要と思われませんが、まだプラン等詳細を詰めないといけないと思っておりますけども、現状の考え方あるいは所見について伺いたいと思っております。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 介護保険料についての現状の考え方、所見でございますが、第6期介護保険事業計画の期間であります平成27年から平成29年において、第1号被保険者である65歳以上の高齢者の増加率でございますが、現在の第5期介護保険事業計画の期間の約3分の1の変化率でございます。これは、団塊の世代の方々が既に65歳以上になっておられ、新たに65歳に到達される方が減少するためというふうに考えております。

次に、75歳以上の変化率では約2倍となり、85歳以上でも同じく約2倍となります。また、85歳以上の高齢者のうち、約半数の方が介護認定を受けられる傾向がありまして、高齢になればなるほど重度化し、施設入所を必要とされる方も増えてまいります。

このような状況の中で、現在実施しておりますニーズ調査の結果も、恐らく介護サービスの需要量はますます伸びていくものと予測

されます。よって、次期計画期間中の介護保険料につきましては増額せざるを得ない状況であるものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 藤澤元之介議員。

○藤澤元之介議員 ぜひその辺、施設の部分とお金という部分はどうしても絡んでしまうんですけども、バランスを考慮していただいて適正な設定となるようぜひとも検討をお願いしたいと思っております。

これで私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（橋本恭子） 以上で藤澤元之介議員の一般質問は終わりました。

次に、首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 4番首藤佳隆、通告に従いまして一般質問を行います。

平成26年4月に策定された太子町教育振興基本計画を踏まえながら、太子町教育行政について、次の2点について質問します。

1つ目、学校教育、家庭教育、地域教育及び生涯学習について、教育長の教育理念をお伺いいたします。

2つ目、今後教育長として重点的に取り組んでいこうとされる施策をお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。

まず、1点目の理念でございますが、近年少子・高齢化や核家族化が進む一方で、目まぐるしい情報化、国際競争やグローバル化の波が押し寄せて、価値観、生活様式の多様化や人間関係の希薄化をもたらすなど、急速な変化の中でさまざまな課題が生じ、教育にも少なからず影響を与えております。

本町におきましても、将来を担う子供たちが自分や他人の命や存在を大切にするとともに、太子町で育ったことに誇りを持ち、心身ともに健やかに育つよう、また生涯にわたり心豊かで充実した生活を送ることができるよう、“和のまち太子”というタイトル、そしてサブタイトルを「笑顔あふれる心豊かな

人づくり」というふうに上げまして、基本理念として太子町教育振興基本計画を策定しております。

まず、学校教育では、「生活する喜び、学ぶ楽しさを味わわせる信頼感に満ちた学校園づくり」というテーマのもとで、これもサブとしまして「すべての幼児・児童・生徒のために」というタイトルを基本方針に上げ、夢や志を抱き、未来を切り開く子供たちの生きる力を育成するために、聖徳太子の教えである和の精神を基調に取り組んでまいります。

社会教育では、「ふれあい体験活動を礎にした生涯学習社会の構築」というテーマのもとで、これもサブテーマとして「和のまち・信のまち・元気なまち太子の実現に努める」というものを掲げ、基本方針に住んでみたい太子町、住んでよかった太子町と町民の皆さんが今まで以上に我がまち太子に誇りと愛情を抱けるような生涯教育の構築を目指しているところであります。

そして、2番目の今後の取り組みにつきましては、先行き不透明な時代でございますが、以上の計画により、家庭、学校園、地域社会のさらなる連携のもとで町を挙げて子供を育てていくことにより、心豊かな人づくりを目指したいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 教育長の答弁でございますが、太子町の教育振興基本計画、ホームページのほうで公開されております。これを見ている中で、教育長がおっしゃった教育理念そのままというか、書いてあるわけですけども、2つ目のほうの重点的に取り組んでいこうとされるところで、もう少し何か具体的なことがあればお伺いしたいなと思っております。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） やはりふるさと意識というものを大事にする、子供たちが自分のふるさとは太子であるというようなことを持つことによって、安心して社会に出て活躍できる。そのためには何をするかといえば、学

校へ行ってよかった、その学校で学んでよかった、その学校へやってよかったと言えるような学校づくり。それには、楽しい学校というものが求められるんじゃないかなと思います。それにはまた、わかる授業、確かな学力というものを培わなければ楽しい学校にはならないし、ふるさと意識にもならないし、またやってよかった学校、学んでよかった学校にもならないと思います。まず、そういう面で基礎、基本を大事にした学校づくり、また確かな学力を身につけたような学校づくりを進めたいと思います。

また2点目は、今この理念にも言いましたようにいじめ、不登校等々がございます。そのような学校では、楽しい学校にはならないと思いますので、いじめ、不登校がないような学校。そして3番目には、体力という本当にこれも大事な面でございます。コミュニケーションがなくて、ゲームまたはスマートフォンですか、そういうものでなかなか子供たち同士が話し合う機会がないというようなところで自分自身を見失う、そして相談する相手もないというような中では困るわけでございます。そういう中で、子供たちがともに触れ合いながら、そして体力をつけながらコミュニケーションを図っていく、そういうふうな学校園並びに社会構築をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 今教育長がおっしゃった3つ、対策、ぜひともいい方向に行くようお願いしたいなと思っております。

この教育振興基本計画には、学校教育分野で具体的に10項目、幼児教育の充実から始まって生徒指導の充実までの10項目、社会教育分野においては7項目が基本的な方針として上げられております。本日の質問では教育長の教育理念をお伺いするというので、今後学校教育分野の10項目、社会教育分野の7項目については、また次の機会がありましたら質問していきたいと思っております。

これから兵庫県においては、御存じのように高等学校の学区再編という大きな変化があります。国においても教育委員会制度の改革が実施されようとしております。そういった中、教育長の責任はますます重いものになっていくんだろうと思います。子供たちはもちろん、保護者の方々も安心できる学校教育、さらには生きがいを見出せる生涯学習など、内外に教育の町太子として誇れるようになることを期待しつつ、次の質問に移ります。

平成26年3月、4月に、赤穂市は3月から4月の引っ越しの多い時期、住民異動等、窓口は大変混み合うことから、少しでも市民の皆様スムーズに手続を行っていただくために、転入、転出、転居などの手続や住民票の写しなどの証明交付を行うために、臨時窓口を土曜日の2回開設されました。ほかにも兵庫県内はもとより、全国各地で同様の臨時窓口を開設する自治体が増えていることを踏まえて、次の2点について質問をいたします。

1つ目、26年度末、今年度末、来年度27年度初めに太子町でも試験的に休日臨時窓口を開設してはいかがでしょうか。

2つ目、新庁舎移転後の休日窓口についての方針をお伺いします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 休日臨時窓口の開設につきましては、全国的に生活環境、労働環境の変化に伴い、行政ニーズの多様化など、住民からの休日開庁への要望が潜在的に高まっています。

本町におきましても、これまで住民票の交付などの窓口事務を平日の1時間の時間延長、また第4日曜日の収税、税務相談窓口の開設などを行ってまいりました。

議員御指摘のとおり、年度がわりの時期は住民異動、卒業、入学、就職、転勤などが多く、窓口は混雑し、その事務手続も多量となっています。平日の開庁時間内に来庁が困難な方の利便性の向上、また平日の混雑緩和を図るため、近隣市の休日開庁の実施等も踏まえまして、平成27年3月の最終日曜日と、次

の月の4月の第1日曜日を試験的に窓口開庁するため、今現在住民異動に係る2課、町民課、社会福祉課と業務内容等について調整を行っております。実施に向けて検討をしていきたいと思っております。

次に、新庁舎移転後の休日窓口についてでございますけれども、今回試験的に実施する休日窓口の開庁結果を受けまして、住民の利用状況、またその内容等の課題を整理し、また対応課の整理等を行い、住民ニーズに即した形での実施に向けて今後とも検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 思わずありがとうございますと、町民の方も喜ばれるんじゃないかなと思います。

確認ですが、27年3月の日曜日ということであると、3月29日と4月の1週目、5日の日曜日の2回、試験的に開庁されるということで、これ本当町民の方は喜ばれると思いません。

それに関してですけれども、これまで年度がわりの年度末、年度初めに転入とか転出で届けに来られた実数というんですか、当然年度がわりのときに非常に多くなるんだと思います。実数とかはまとめられてるんでしょうか。ほかの月と比べてどれぐらい増えるとか、そういったことがわかれば。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 実数につきましては、25年度の4月の転入・転出届については179件、同じく25年度末、3月の転入・転出届については225件、25年度の転入・転出届の総件数が1,509件でございますので、年度初め、年度末のその数字を割り戻しますと約26.8%ということで、年間の届け出件数の4分の1は3月、4月に集中するというふうになっております。また、平成26年度の4月分は、前年度の179件よりさらに増えまして205件ということで、非常に増加傾向になっております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 年度がわりのときに混雑するというのでございますんで、そういった中で、過去にどうしても役場に行けへんやないかと、あけてくれやとか、そういったクレームがあったり——トラブルがあったかどうかわかりませんが——そういった事例があったのかどうかだけ確認したいと思います。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） これまで担当所管課のほうともいろいろこの対応を図るために打ち合わせさせていただきましたが、一応トラブル的なものはございませんでしたけども、お待たせしたということではございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 2つ目のほうの新庁舎移転後の話ですけども、今年度試してみても、その効果によって引き続きというふうな話もございました。新庁舎建設に合わせて高度情報化計画も進んでいくことになるんだと思えます。その中にはコンビニ収納であったり、自動交付機であったりとさまざまな住民サービスの向上に関連する事業も計画されているわけですけども、これらの高度情報化計画によって夜間とか休日に利用できるものっていうのはあるのでしょうか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 高度情報化計画では、平成26年度で証明書の自動交付機のシステムを構築して、平成28年度よりコンビニにおける証明書の交付を検討するというふうに私どもの計画ではなっております。

今回自動交付機等も検討させていただいて、新庁舎開設時にはそれを置こうというような内容も検討しておりましたが、いわゆる夜間、また休日等の発行業務につきましては、コンビニでの証明書等の発行業務のほうが今現在主流になってきているということで、ちょっと方針を変更しました。

コンビニでの発行業務につきましては、申請書を書く手間が除かれること、また窓口交付に要する時間と比べ待ち時間が非常に少ないこと、全国のコンビニの営業時間や、また土曜、日曜日にも証明書が発行できるなど、多くの効果がございます。

これまで申しあげました自動交付機の導入については、太子町のコンビニ交付との経費比較では1枚当たりのコストが高くなるなど、今後の推移も踏まえまして、コンビニ交付を導入する方向で検討していきたいと思っております。ただし、これについては相当な経費が必要ですので、新庁舎完成後、十分その辺を見きわめながら導入のほうを考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 首藤佳隆議員。

○首藤佳隆議員 おっしゃったコンビニ交付、どこかで私も見たことがあるんですけども、これあったら便利やなあと思って見た記憶がございます。そういったところを考えていただいているというふうな形なんで、ぜひとも実現するように、これは町長にもお願いしときますけども、住民のニーズが高まっていることを理解していただいて、お願いしたいなと思います。

まとめになりますけども、働く世代、子育て世代の多くが休日開庁を望んでいると思われれます。年間を通して土曜日、日曜日全部あけるとはやっぱり無理があると思えますんで、そういったところは職員の配置などの課題も多くあるんで十分難しいということは理解します。今回試験的に休日開庁を行っていただけたということなんで、多くの町民に本当喜んでいただけたらと思います。要望を言い出したら切りがないので言いませんけども、さらに住民目線に立った行政運営が行われることを期待して、一般質問を終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で首藤佳隆議員の一般質問は終わりました。

次に、服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、質問をさせてい

いただきます。

1、子ども・子育て会議から見えてきた今後の保育のあり方は。

太子町子ども・子育て会議のまとめが進んでいるが、この(1)子ども・子育て会議の進捗状況は先ほど同僚議員にお答えいただいたので省略していただいて結構です。

(2)からお願いします。上記から見えてきたことは(冬のアンケート結果の分析を含む)。

(3)子ども・子育て会議の進捗により、本町担当課の今後の方針を示されたい。まずは延長保育から可能ではないか、お尋ねします。

○議長(橋本恭子) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(井手俊郎) 失礼いたします。

それでは、1番目の質問はちょっと省略させていただいて、2番目からお答えさせていただきます。

まず、子ども・子育て会議から見えてきたことのお尋ねでございますが、アンケート調査の結果から就労状況を見ますと、父親はもう9割以上、母親についても6割の方がもう仕事をされておられます。仕事と子育てを両立させる上では、まずは教育、保育施設の量的確保、これが急務であると考えております。

また、子供の急病や急遽の残業等で大変であるというような回答も多くございました。一時預かり保育事業の継続、また病児・病後児保育事業の必要性などを痛感しております。

また、保育時間の延長の希望も大変多くございまして、午前7時から午後7時までの11時間保育ができる延長保育事業を早急に実施するよう子ども・子育て会議でも御意見をいただいております。

次に、3番目の本町担当課の今後の方針と延長保育事業の実施についてでございますが、今後子ども・子育て会議から答申、また住民の皆さんからパブリックコメントなど

の手續が控えておりますので、現段階ではまだ最終的な方針は申し上げられませんが、今まで5回開催いたしました子ども・子育て会議での御意見などから、先ほど申し上げましたとおりの教育、保育施設の量の見込みから、量的不足分の確保方策及び実施時期を5カ年の支援事業計画に定めることとなっております。また、延長保育事業などの各種支援事業におきましても、ニーズ調査の結果や子ども・子育て会議の意見を踏まえまして、同様に5カ年の支援事業計画において実施時期を定めるものでございます。

以上でございます。

○議長(橋本恭子) 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今、量的不足のことを部長はおっしゃいました。これはアンケートをとると——私もアンケートの文言とか見ておりますけれども——そして、結果もかなりの量になっているようであります。余りここでその数字を言うところんなにやるのかということになるのかもしれませんが、もし言って差し支えなければ、この量がどれぐらい、現状よりもこれぐらい必要であるということをお願いしたい。この量がかかりの数字に上ると。アンケートでは、親はこういうことについて——ほかのことでもですが——アンケートをとると希望を書かれることが多い。しかしながら、実際にはその施策を展開したときには、それだけの利用がない場合もあるということで、行政の側としては実際どこまでを許可していいのか。許可した以上、すぐにやめてくれというのも言いにくい面もあると思われまして、量が大ざっぱに、例えば2倍、3倍必要だと、しかしそこまでも許可すると大変なことになると思うから、当初これぐらいでやってみたいとか、そういったようなことがあればお答えいただきたい。

そして、今後これ今繰り返になりますけれども、進めていく中でどの程度許可をしていこうと、アンケートの数そのまま許可すると恐らく後々大変なことになると思いますの

で、そういった今後の見通しについてお答えをいただければありがたいと思います。可能な範囲でお願いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 量的見込みでございますが、今現在ホームページ等で5回の会議録並びに会議資料を公表しております。その中にも若干出てるとは思いますが、アンケートの結果だけでは、今希望される方というのは900台の数字だったと思います。現在定員380名に対して九百幾らの要望があったと思います。

ただ、これは余り現実的ではないので、今現在私ども分析を進めておりますのが、現在町外の認可保育所に行かれてる方——町外でございます——約170人いらっしゃいます。そして、町内外の認可外の保育所へ行かれておられる方が同じく197名、約200名いらっしゃいます。この数字と、それとあと新たに新制度に移行するに当たりまして、先ほども申しましたが保育の必要性の判断基準がかなり下がります。これによりまして、新たに就労につかれるお母様方、この方々がどれぐらい増えていくのか、この辺を見込むのは非常に分析するところは難しいところがございます。最終的に今現在の段階では約200名が不足しているだろうというふうな数字を資料として出させていただいている。また、これは何も決定ではございませんので、これから子ども・子育て会議の中で最終的な数字を固めていきたいというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今部長が言われたように、最初200名とか、それは今後の会議の様子を見て200名なり、もう少し増やしたりするかもしれない可能性は残しておくというおっしゃり方でありましたので、そのようにされるのが妥当ではないかと思えます。様子を見て今後のことを考えられるべきだと思います。

そして、いろんな方が恐らくこの業種に参入したいということをご希望されて、お考えに

なっていて、検討されてると推察されます。どのような方たちをお願いすることにするかということについていろいろ悩まれることだと思いますけれども、将来的なことがありますので、その辺を十分認可に当たってはお考えいただいて、なおかつ保育の量、質の、利用者への提供についてお考えいただければと思います。

このたび議案第38号、議案第39号で特定教育とか保育施設及び運営について等も出てきておりますので、そういった細かなことは聞かないこととしておきます。現状を見ながら十分進めていただきたいと思います。

ただ、1つ心配なのは、国のされてること、アンケートをとられてること、もしかすれば地方の本町ですとか、あるいはもう少し田舎のところに十分マッチしたアンケートの内容なのかと思う部分もなきにしもありません。ですので、十分本町の現状を把握して対応していただきたいと思います。本町の現状を踏まえて、特にこういうことに力を注ぎたいというようなことがおありであれば、お答えをお願いします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 今現在保育の質を上げるという意味で、現在国のほうから13事業、いろいろ提示されておりますが、その中で既に私ども7事業は実施しております。未実施のうち、今回子ども・子育て会議、またアンケートの中でも非常に要望の多かった、先ほども申しましたが延長保育事業、そしてファミリー・サポート・センター事業、このあたり、そして最後に——ちょっとこの時間が変わるかもしれませんが——病後・病後児保育、このあたりを集中的に取り組めばなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 それでは、子ども・子育て会議での意見も十分今後踏まえられまして、よりよい事業にさせていただくように要望しておきます。

2点目、ふるさと納税の納税者（寄附者）への返礼（特典）を本町も工夫できないか。

ふるさと納税の納税者（寄附者）への現状の返礼は、礼状と本町の広報紙を1年間毎月送っている。全国的には、ふるさと納税の納税者（寄附者）への返礼を工夫して寄附金を集めている地方公共団体がある。過剰になってもどうかと思うが、本町も何か考えることができるか、できないか。

本来この事業は寄附を受け取る自治体の地域振興のためのもので、寄附しようとしてされる方の気持ちを大切にすることが主目的ではないと思われまじけれども、本町の意味をお尋ねします。

同時に、地域の振興をやってほしいというその気持ちに応えるために、本町が何か考えることができるかとお考えか。また、その返礼において考えることが何かあると考えておられるかについてお尋ねをいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 議員御指摘のとおり、地域振興の名目に寄附者への返礼、特典を導入する市町村が増加傾向にあることは承知しておりますが、マスコミ等の報道もあつてか、少々過熱ぎみになっていると感じております。本来寄附は金銭や財産などを公共事業また公益、福祉施設などへ無償で提供することであり、見返りは求めないものであると考えております。

本町においては、自分の住んでいる太子町を応援したい、お世話になった太子町を応援したい、町を離れ自分の生まれ育ったふるさと太子町を応援したいという本来の制度創設の趣旨に沿った熱い思いを持った方からの寄附を受け入れ、寄附者からの指定のあったまちづくり事業に有効に活用させていただいているところでございます。現在、寄附いただいた方には、広報紙への氏名掲載、また高額寄附者には氏名掲載にあわせて礼状や広報紙の送付を行っておりますが、今後においても引き続き同様の方法を継承したいと考えてお

ります。

なお、ふるさと納税制度につきましては、今後とも広報紙、ホームページなどでPRを行い、寄附を募ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 この制度の目的は、今部長が御答弁されたとおりであります。しかし、本町、このたび出された決算を見てみても、件数が非常に少ないわけですが、その少ない要因をどのようにお考えでしょうか。

私も何でもかんでも差し上げるのがいいと必ずしも思っておりませんが、しかし、一方で、例えば地方公共団体の中にはお米をお返しするとか、ほかのものをお返しととか、その地方の産業振興につながるようなものだと私は判断しておりますが、それをお返しすると。その結果、それに限らずその後その地方公共団体が、そういったものを買ってもらうとかということにもしつながらようであれば、それはまたそれで意味があることだと私は判断します。

例えば、本町においては、仮にみそ——仮にたくさんあげてもどれだけつくれるとか、イチジクどれだけつくれるとかいろいろありますが、また発生してくるわけでございますが——例えばみそをお渡しすれば、こういうみそが太子町にはあるので、今度もこういったものを買うときには買ってみようかなと例えば思われるかもしれません。で、そういった趣旨から、本町の振興につながるような形で何か考えることが可能か、無理か。現状では無理だとお考えだと思んですが、可能かどうかについて、今後考えていただけたらなと思います。ただ、実施するのは難しいかもしれないとも思っております。こういった点についていかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） ふるさと納税制度、議員おっしゃるとおりいろんなそういう

特典、そういうものについて他団体が過熱ぎみになっているということは、逆に言うと納税制度に支障があるのではないかなと私自身も、税の本質的な制度を壊しているんじゃないかなというような気持ちも若干しております。

しかしながら、各団体においてこれだけ多くのふるさと納税に伴う特典をしておりますので、今後近隣市町等の状況等も踏まえながら、もし万が一、ほとんどの団体がやっつるのに太子町だけやってないというような状況もちょっとそぐいませぬので、そういう状況を見ながら今後とも特産品を特典として与えるかどうかについては検討していきたいと思っております。

なお、参考までに、今現在寄附金として入っている額と、逆に太子町の住民の方がよその他団体に対して寄附金として納めて太子町の税収が少なくなっている部分を比較してみますと、まだ寄附金で入ってるほうが多い状況でございます。もし太子町の住民の方が外の団体の方に寄附されて、太子町の税収が大きく減ってしまうというような状況になれば、それは当然対応策を考えなければならぬなというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今、部長が言われたように、本町の住民が他の地方公共団体へ寄附されればされるほど——寄附していただくことはいいことだと思いますが——本町に入る税収が減っていくというシステムにこれなっておりますので、今部長がお答えになったように、今後御検討いただけたらと思う次第であります。

本町がいただく額、出ていく額で比べると、いただく額のほうが多いんだという今御答弁であります。本町への寄附の数が現状において決して多いとは言えない、少ないと思うんですが、これについて先ほどお尋ねしてるんですが、これについての要因と伺いますか、何かございますか、あるいは今後して

いきたいということありますか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 太子町の額が少ないということでございますけれども、県下の状況を見ましても、太子町はそれほど少ないほうの額ではございません。他団体の状況を見ますと100万円にいかない団体も数多くいますので、平均的なレベルかなと思います。けれども、PRには今後とも努めていかなければならないなというふうに思っています。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 じゃ、よろしく願いをいたします。

3点目に行きます。

本町の農業振興地域整備計画をどのように推進していくのか、具体像を示せ。

農業の振興を図るべき区域を明らかにした農業振興地域整備計画を農業振興地域の整備に関する法律に基づき基礎調査を行い、その結果必要が生じたときは計画の変更を行うこととなっているが、計画自体が現状と乖離していることから「25年度には総合的な見直し変更を行いたい」と昨年3月議会で述べられていたが、どのような総合的な見直しを行われたか。農業振興地域を今後どのようにしていく考えか。農業を取り巻く状況は、農業振興地域が設定されてから時間が経過しているが、農業振興地域を今後活用するにはどうすべきかの点から答えられたい。

(1)「太子町の農業振興地域整備計画書」の平成12年5月のものと平成26年3月のものの、「農用地等利用の方針」のページの内容はほぼ同じ文言であります。どのように総合的な見直しを図ったというのか、まずこの点を答えられたい。

この中で、「麦等の作付が可能な水田に復元する」と平成12年5月の計画書に書かれていたが、平成12年5月の計画はどのような実績であったか。そして、その実績をもとに新たにどのような具体的な目標で平成26年3月の計画を立てているか。

(2)「用途区分の構想」について、「太子

町農業振興整備計画書」の、平成12年5月のものと平成26年3月のものの違いはほとんどない。どのように総合的見直しを図ったというのか。

以下、同じようなことになって恐縮ですが、読み上げます。

(3)「上太田地区の天津茂川を挟んで東部及び西部については、一連の団地性を形成していることから、圃場整備により田としての利用を進める」と平成12年5月の計画書に書かれていたが、どのような実績であったか。この14年間に実施できなかった理由は何か。

(4)同じく「松尾・広坂地区は、一連の団地性と比較的圃場の整ったものが多いが、姫路市太市、丸山地区とあわせて圃場整備の計画があり、今後も田として利用を進める」と平成12年5月の計画書に書かれていたが、どのような実績であったか。この14年間に実施できなかった理由は何か。

(5)「平方地区は、一連の団地性を形成しており、圃場整備により今後も田として利用を進める」と平成12年5月の計画書に書かれていたが、どのような実績であったか。この14年間に実施できなかった理由は何か。

(6)「阿曾地区については、今後農道及び用水路の整備を図り、田、一部畑として利用する」と平成12年5月の計画書に書かれていたが、どのような実績であったか。この14年間に実施できなかった理由は何か。

(7)「石海北地区（老原、常全、宮本）の農村活性化住環境整備事業を推進するとともに、地区全体にわたり圃場整備により田としての利用を進める」と平成12年5月の計画書に書かれていたが——前半の部分はされてるのは存じておりますが、——後半の圃場整備により田としての利用を進めた実績は、この14年間どのようであったか。また、その理由は何か。

(8)上記から見て、「25年度には総合的な見直し変更を行いたい」と昨年3月議会で述べていたことは達成できていないのではないか、いかがかお尋ねします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） それでは、まず一番最初の質問についてお答えをさせていただきます。

農業振興地域の整備に関する法律は、自然的、経済的、社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講じることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としております。

農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会の意見を聞いて、農用地等の確保に関する基本指針を策定することとされています。

都道府県知事は、農林水産大臣と協議し、基本指針に基づき、農業振興地域整備基本方針を定め、これに基づき、都道府県知事は農業振興地域を指定するとされております。

指定を受けました市町村は、知事と協議し、農業振興地域整備計画を定めることとされ、これに基づきまして、太子農業振興地域整備計画書を策定し、更新したものでございます。

農用地等利用の方針等、基本的な計画内容を変更するものではございません。また、「麦等の作付が可能な水田に復元する」については、原地区の圃場整備を実施した地区におきまして暗渠排水を施工し、一部復元しております。今後は、地元要望箇所があれば順次対応していきたいと考えております。

次、2番目の「用途区分の構想」についてということで総合的見直しを図ったということでございますが、用途区分の構想については、農業振興地域内農地の将来像を定めるもので、基本的には前回計画を引き継いでおります。ただし、阿曾地区におきましては、平成25年2月に営農組合が立ち上がりましたので、効率的な運用を目指す点から、線の整備を面的整備へと見直しを行っております。

続きまして、3番目の上太田地区、また4

番目の松尾・広坂地区、5番目の平方地区、6番目の阿曾地区、7番目の石海地区（老原、常全、宮本地区）、これについて総括して回答させていただきます。

農業の振興、農業の健全な発展を図るため、町内で一団の農地を有する区域において、圃場整備等による効率化を目指し、計画策定を行い、実施に向け努力をさせていただきましたが、農業従事者の高齢化及び後継者不足、耕作者のいない農地、耕作放棄農地等、営農環境が変化したため、実施には至っておりません。

今後は、本計画が目指す将来の姿の実現に向け、国、県、町、農業者、地元JA等々の農業についてのさまざまな関係団体等が力を合わせて取り組んでいくための共通の指針となるものであることを踏まえ、連携を図りながら推進してまいりたいと考えております。

8番目の上記から見て達成できていないのではないかとこの質問でございますけれども、冒頭に回答させていただきましたとおり、基本的な農業振興地域計画を見直すものではなく、前回の計画に対しましてその内容が経済事情の変化やその他情勢の推移により現状とそぐわなくなっている箇所があるため、農業振興地域内の現状に沿った計画の総合的な見直しを行ったものでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今いろいろとお答えになったわけですが、この計画を読んでいて、また本町が行ってきた様子を見ますと、私は、町の立場にすると余り、農区長さんを初め、農業をされてる方の意見を聞くよりも、本町が計画を、これ立てるのだと、そういうことになっているので立てるのだという姿勢を感じる面があります。計画は立ってるんですけども、現場というか地元の方、地元の方もいろんな意見がありまして、この農業振興地域に限らず、ほかの広い意味の調整区域とか、そういったところの人の中にも現状のままでもいいという意見もあれば、また自由に家が建

てられるようにしてもらえないかという意見の方もおられます。今、国全体で用途地域のあり方についても議論がされている部分がありますので、将来的にこれが変われば本町の対応も変わるのかもしれませんが、冒頭に申しました地元の農区長を初め、農業に携わってる方の意見をどの程度聞いておられるのか、これについてお尋ねをいたします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 先ほどの質問からあるように、まず上太田地区、また松尾・広坂地区、阿曾地区につきましては、地元調整に入って圃場整備等の計画を立ててはいかがでしょうかということで地元調整に入りましたが、地元での合意が得られず、圃場整備には至っておりませんが、阿曾地区におきましては営農組合が立ち上がって、みんなで農地を守っていくというような形になっております。

先ほども冒頭に回答したとおり、今の農地を守るといような形でなかなか後継者がいない、また高齢化が進んでいる、そのような中で個人で農地を守っていくには非常に難しい時代が来ているなというふうに考えております。やはり集団で、例えば地区の何とか自治会とかという、そういう組織でもって営農できない農地をほかの方が耕作していくとか、また株式会社に委託するとか、またそういった管理が必要ではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 農業への対策は本町だけでなくなかなかこうすべきだというのはできない部分があり、国の施策に大きく影響されるものと思います。

しかしながら、先ほど部長がお答えになっているように、地元の合意が得られずということですが——実際得るのは大変だと思いますけど——得られない可能性が大いにある事柄を目標として最初から立てておられる部分がありますので——本当にそちらの立場とし

たら苦しいとこだとは思いますが——私が  
思いますには、計画を立てるときから地元  
の方の意見をもう少し聞いていただけたら  
なと。かといって、そちらはこの計画を  
立てなきゃしょうがないからそうこう  
ということになるわけですが、農業に  
ついて十分住民の意見を聞いて、県  
や国に意見を言っていたく姿勢を  
町としてはとっていただきたいと思  
うんですが、その姿勢についてはど  
のようにお考えでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） これにつ  
きましては、議員もおっしゃったよ  
うに、線引きというような問題もあ  
りますし、また市街化調整区域の中  
での農地を守っていく、また国の  
政策として内部に必要な米の量は  
確保するというようなことで、農地  
を守るというような政策もとって  
おられるので、なかなか住民が  
やめたいからといひまして農地  
からその部分を除くというふうな  
ことは非常に難しいということで、  
何とか農地を維持管理していく  
というようなことで太子町として  
は考えております。したがって、  
いろんな農地への政策を駆使し  
まして、できるだけ荒れた農地が  
なくなるように今後とも努めたい  
というふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 大変なことだと思  
いますし、国の施策との関連性が  
ありますので、私が願うことは、  
住民の、農業をされる方の意見  
を今まで以上に聞いていただきたい  
ということでもあります。実際に  
これを今すぐなくしてしまうとい  
うようなこともできないわけであ  
りますので、意見を十分聞いて  
いただきたいということを申して  
おきます。

それでは、次の4点目ですが、計  
画的な道路整備計画と道路の安  
全管理を目指せ。

路側帯についている自発光びょう  
の設置により、夜間でも道路が見  
やすい地域がある。町内の町道  
では、アグロから消防署、また  
斑鳩寺近く、国道では不二家以  
東の179号線に

設置されています。上記を今後町  
道において増やし、視認性を高  
めていくべきだと思いますが、  
どうか。増やすとすればどこが  
考えられるか。

また、道路の全体的な整備計画  
はどのようになるか。先にずれ  
込んでいる事業等があるが、県  
道、町道を含めて現状の道路  
整備計画の具体的タイムスケ  
ジュールを現段階での予定でも  
よいので明示されたい。

(1)自発光びょうの設置を推進し、  
視認性を高めてはどうか。もし  
同じお考えであれば、その考  
えられる場所についてお答え  
ください。

(2)現段階での予定でもよいので、  
今後の本町の道路整備計画の  
具体的タイムスケジュールをお  
伺いします。通行しやすくする  
ために、新しい道路をつくる  
点を中心に（茶ノ木踏切、揖  
保線の宮田方面への延伸等）、  
その他についてお答えください。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、  
1点目の自発光びょうの設置  
でございます。

町内の自発光びょうの設置につ  
きましては、特に夜間の見通し  
が悪く、交通事故が懸念され  
る箇所やたつの警察署からの  
指導による箇所へ設置をして  
おります。設置箇所、用費に  
ついては交通管理者であるた  
つの警察署と十分協議を行  
いながら決定をしております。

なお、当町として主に設置をして  
おりますのは、車両等の光で  
反射する道路びょうで、道路  
曲線部や障害物のある箇所、  
歩道乗り入れ部等に設置し、  
夜間の視認性を高め、交通  
安全対策を行っております。

今後、交通安全対策検討時には  
自発光びょうを含め、たつの  
警察署と協議を行いながら  
目的に合った最適な交通安  
全施設を適切な場所に設置  
をしまいたいと考えており  
ます。

2点目の今後の計画でございます。

現在は、JR網干駅に近接した  
茶ノ木踏切では、ボトルネック  
として慢性的な渋滞によ

る交通障害が起きている現状でございます。都市計画道路龍野線茶ノ木踏切立体交差事業につきましては、測量及び物件調査も終了し、用地交渉を進めております。さらに、JR網干駅西南区画整理事業区域内の都市計画道路部につきましては、物件及び用地買収が全て本年度に完了しております。

現段階での事業スケジュールとしましては、兵庫県都市基盤プログラムで公表されている平成29年度末を完了目標に、関係自治体が一体となって事業推進に取り組んでいるところであります。

さらに、姫路市高田地区、太子町米田、沖代地区より県に要望書を提出しております揖保線の延伸につきましても重要幹線と認識し、早期実現に向け要望等に取り組んだ結果、本年度公表された兵庫県都市基盤プログラムにおいて、平成31年から平成35年の事業期間で新規事業にのることができました。

今後も、兵庫県と協力しながら事業推進に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今、計画については言われたわけですが、特に沖代の住民の方から言われることは、道つける計画あるけれども早くつけてもらえませんか、いつになったらつくんですかと具体的に私も聞かれたことがあります。大体これぐらいのもんじゃないですかねというふうにお答えはしとるわけですが、それがどんどん遅れていくと、1つ北側にある信号のところが非常に——当局もよく御存じだと思いますが——道路の幅のところが狭くて、自治会の役員さんの方も、また近くにお住まいの方も、これは必ずしも私に意見をくださった方も、自分が通りにくいかかそういうことじゃなくて、見ていたら本当に危ないんだと、通学のときとか。私も言われるもんですから、朝3回ぐらいですか、行ってみました、その時間帯に。通行のときに子供たちが通っててどういう状態かとか、本当に極めて危険な状態だと思います。ですの

で、県のほうの事業が遅くなればなるほど住民が困られる部分がありますので、これを早急に対応していただきたいと思います。またその後の、今混雑している信号の部分の対応について、十分対応していただくよう申し、次の質問に行きます。

5点目ですが、人口増を進めるため転入者住宅取得奨励金等を創設できないか。

ここでは「住宅取得奨励金等」と書いておりますが、必ずしもこれだけに限って私これを聞いてるわけじゃなくて、人口がどんどん減ってきているので、本町がそれに対する施策をこれまでとらなくても人口が増えてきたけれども、今後は考える必要があるという趣旨で、一つの例としてここに上げて、「等」というふうに書かせていただいております。

日本全国で人口がこれから減少していこうとしている。幸い本町は県内で最も人口減の少ない町であるという試算もある。しかしながら、日本各地では各自治体に来てもらえるよう、各自治体に住民として住んでもらえるよう方策をとっているところがあります。

例えば、たつの市では転入者住宅取得奨励金を設けておられます。市外に居住していた人がたつの市内に定住を目的として住宅を取得した場合に、1年目に30万円、2年目、3年目に各10万円、合計50万円の奨励金を交付しておられます。また、市内に居住している夫婦等に対して、夫婦のどちらかが40歳以下であれば、市内に定住を目的として住宅を取得された場合に、1年目に30万円、合計この場合は30万円の奨励金を交付されています。対象条件や対象住宅の条件はありますが、たつの市の人口増を図ろうという施策であると思います。赤穂市など、その他の自治体もさまざまな対策をとっておられます。

幸いこれまで太子町は、姫路市等のベッドタウンの役割を果たし、人口が増加してきたが、昨年1年間では人口は減少しました。本町は、基本構想の総合計画の中で、先の国勢調査をもとに人口推計を見直し、2020年をピークに人口減少に向かうものとしたものの、

このままでは長期的に見ると本町も人口減が進むと予想されています。このあたりで、本町も人口変化に能動的に対応し、人口増加のための施策を考えるべきではないかと考えます。

実際に人口増が難しい面もあるかもしれませんが、少しでもその速度を遅める、それを食いとめるような施策を考えるべきではないかと考えます。たつの市などの例に倣って、何か具体策を考える意思はありますか。もしある場合、具体的にどのような施策において人口流入につなげようとするかについてお尋ねをいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） お答えします。

たつの市の定住促進住宅支援事業は、平成26年から28年度末までの間に住宅を取得した転入者や若者を対象として奨励金を交付するもので、予算が計上されております。

当町では、出生、婚姻、転入者への記念品等をお渡しするおもてなし事業を平成26年度より開始するに当たり、各地の定住促進施策の情報を収集しましたが、奨励金の交付や物品の支給などは人口減少が続く地域を中心に実施されております。

居住地の選択には、生活環境のよさなど、将来にわたって住み続けたいと感じられるまちづくりが重要であり、奨励金の交付にも一定の効果はあると思いますが、現時点では実施する計画はございません。

しかしながら、太子町におきましても人口減少を将来的な課題として捉え、若者層の住民が東京や大阪などの大都市に流出することなく生活し続けられるよう、雇用環境や子供を産み育てる環境、また社会基盤の整備充実のほかに、新たに市町間での広域連携の仕組みである地方中枢拠点都市との連携事業について姫路市との協議を進めるなど、圏域の活性化を図るとともに、魅力あるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 今回の御答弁の中で、こういった施策をやっているところは人口減少が続いている地方公共団体がされていると、そういったことよりも生活環境がいいこと、将来にわたって住み続けたい町であることが重要であるというような御発言だったと思います。

では、私は今これ個々の一つ、二つの政策のことを申しているのではないんです。今部長がお答えになったように、将来にわたって住み続けたい町として本町はどういうふうに考えておられるか。

それは、それぞれ自治体がいろいろ御努力、いろいろ考えられて、一つにはある政策であり、一つにはある政策であり、これは従来から、もう大分前から、今部長がお答えになられたように人口が減っている地方公共団体はいろんな政策を考えられてきています。その一つが、例えば子供医療費を無料化にすることであったりとか、こういうふうな住宅への助成であったりとか、いろいろあるわけです。

サンテレビの土曜日の朝の「西はりまサタデー9」という番組があるのを御存じだと思いますが、そのコマーシャルの中に相生市さんがこのようなことをされております。「緑と海に囲まれ、新婚さんにうれしい出産祝い、家賃補助、子供に優しい給食・保育・医療費無料、子育て支援日本一、相生」というコマーシャルであります。この中でコマーシャル画面に文言として載せられているのが、「出産祝い金5万円」、それから「新婚家賃補助月1万円」、「幼稚園、小・中学校給食無料」、「市立幼稚園保育料無料」、「中学3年まで医療費無料」と、こういう文言があります。それぞれ地方公共団体は予算がそれぞれある中でどういう施策に重点を置こうかということではしていかなきゃいけないわけがあります。

ですから、本町としてはどのように、今部長がお答えになった「将来にわたって住み続けたい町、太子町」にするか、これが重要——私も重要なことだと思います——これに

ついてどのようにしていくのが今よりもベターとお考えかについてお尋ねします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） これにつきましては、まさに総合計画の中で私どもがうたっていることと同一のことでございます。したがって、総合的な施策の中でそれぞれ一つずつ住んでよかったなというまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 本町が考えておられないと私言うつもりじゃないんです。しかし、いろいろと考えておられるところもお見受けしますので、今後本町も柔軟に考えてもらえたら。それを考えて、もしかしたら余り変わらない部分もあるかもしれませんが、一度柔軟に考えていただけたらいいんじゃないかなというふうに思っております。

人口が減少しますと、市場の縮小、個人市民税などの税収の減少、歳入の目減り、社会保障費への対応に苦慮したり、お店がなくなる、また公共施設や道路等の維持管理に苦慮するなど、さまざまな問題につながります。さまざまな自治体がさまざまな取り組みをされてきています。

繰り返しですが、幸い太子町はその施策をとらずとも人口が増えてきました。ここらで過去から対策を講じる自治体、先ほど総務部長は過去にも本町のおもてなし事業のときにいろいろ検討したとはおっしゃっていますけれども、さらにいろいろと対策を講じておられる自治体のことを学んでいただいて、施策に行かせる面は1つでも2つでも生かしていただきたいというふうに切に思っておりますので、よろしくをお願いします。

では、6点目に行きます。

あと何分ありますか。

○議長（橋本恭子） 17分。

○服部千秋議員 15分、私がしゃべる……。

○議長（橋本恭子） 15分。

○服部千秋議員 15分ですか、私がしゃべれ

る時間ね。

○議長（橋本恭子） はい。

○服部千秋議員 ありがとうございます。

6点目に行きます。

急傾斜地対策が進んでいるか、土砂災害危険箇所等の情報を再度住民に徹底せよ。

過去に急傾斜地対策を推進していくべきであると問いました。また、今回の広島市のように多くの雨が降った場合、本町でも崖崩れの心配はないのか。また、先の台風11号の場合にも、前回のようにではなくても、町内数カ所で通行どめになりました。

(1) 今回の広島での災害のようにもろい地層などの特徴により、周辺民家に危険を及ぼしそうな箇所は本町のどこどこにあるか。

ハザードマップは町が県の情報を得て作成しています。地層については花崗岩質であるという点は、県の情報をもとに町も把握しているようですが、今後県と協力して地質調査を何カ所かでも行い、住民に注意を喚起すべきだと考えます。そのように進めてもらいたいと思うが、いかがか。

(2) 雨水対策について、下流域である姫路市との協議が大切であります。なかなか進んでいないのではないかと。今回の広島市での災害もあり、姫路市との協議をさらに進めてもらいたいと思うが、いかがか。

(3) 姫路市との協議とは関係ない部分で、本町独自に排水に関して対策を講じることのできる部分はないか。予算を伴うことであるので大変であることはわかりますが、少しずつでも解決できる部分もあるのではないかと。どのようにお考えか。

(4) 急傾斜地対策は、地権者の了解や土砂災害対策には砂防ダム等の膨大な費用等、クリアすべき問題が多くあります。そういう中で、まず住民に再度防災について意識を喚起する必要があります。まさにこの問題は行政だけでなく、住民と一体となって防災・減災対策を行うことが肝要だと思います。住民に、また自治会長さんと役場の会合等で、またその他の会合等で再度意識喚起と問題の共

有について発信すべきだと思うが、いかがかお尋ねします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、1点目の地質調査をしてはどうかということでございます。

兵庫県では、土砂災害危険箇所と土砂災害防止法に基づく指定に必要な基礎調査を行い、土砂災害警戒区域を指定しました。

太子町におきましては、平成18年、県により基礎調査が実施され、急傾斜地の崩壊区域53カ所、土石流区域12カ所が平成19年6月19日に土砂災害区域として指定を受けました。

指定された市町は、地域防災計画に土砂災害に対する対応事項を掲載するとともに、住民に周知しなければなりません。当時町において太子町洪水ハザードマップを作成中で、その中に土砂災害警戒区域として掲載し、住民に周知をすることとしました。

土砂災害特別警戒区域においては、基礎調査に地質調査等を加えて実施しますが、太子町に該当する箇所がないので、地質調査までは実施されておりません。

続きまして、2番目、雨水対策について、姫路市との協議についてでございます。

兵庫県総合治水条例に基づきまして、大津茂川水系にかかわる中播磨県民局及び揖保川水系にかかわります西播磨県民局において、それぞれ水系ごとの総合治水推進協議会が立ち上げられ、大津茂川水系に関する協議は、昨年度において終了し、中播磨地域総合治水推進計画が策定され、兵庫県ホームページ等で公表されております。

揖保川水系にかかわる協議は、この9月4日に担当者レベルの協議会がスタートする予定でございます。

姫路市との協議におきましては、姫路市下水道整備室を窓口として、双方の問題点を洗い出している状況でございます。

これらの内容との整合性を図りながら、今後現在の推進状況や費用対効果を踏まえ、計

画的に雨水幹線等を整備していきたいと思っておりますが、雨水幹線の整備には多額の費用と時間を要します。また、下流域の姫路市との協議があるため、いましばらく御猶予をいただきたいというふうに考えます。

町独自の対策でございます。

太子町独自の対策としましては、今年度より雨水貯留施設設置補助制度を設け実施しております。今年度は10件程度の設置を見込み、現在事前申し込みの方が8件あり、うち5件が申請をされ、3件の方が設置を既にされております。また、雨水1.1号幹線ほかの測量委託を本年度は実施中でございます。

こちら経済建設部のほうは以上でございます。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 土砂災害区域の住民への再周知につきましては、平成20年に太子町洪水ハザードマップを各家庭に全戸配布しておりますが、毎年度行っています防災訓練や防災講演会、さらには出前講座などの防災に関する各種事業や広報紙、ホームページを通じまして、引き続き土砂災害警戒区域の危険箇所を含めた防災・減災についての啓発を行い、住民の防災意識の高揚に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 (1)のところで、地質調査は行っていませんという御答弁で、そこで終わったと思うんですが、私がここにお尋ねしてるのは、地質調査を行ってほしいと思うのがいかがですかとお尋ねしてるんです。ですから、その必要が今後本町に限らずいろんなところであると思うんです。ですから、どのような土なのかを十分把握しているのとしていないのでは対応が違うので調査していただきたいというふうに思うのですが、そういうことを、例えば本町だけでとか、あるいは県に働きかけてやっていただくとう、そういうことはできませんかということ再度お尋ねをいたします。

それから、(2)の姫路市さんとの下流域の対応でございますが、下流に流すところが十分になっていないと、本町から幾ら流しても流れないので大変なわけですが。ですから、そういったことを言わなくてもされてるんじゃないかとは推測をしますが、姫路市と一緒に県なりに要望なり何なりしていただきたいと、そういうところはいかがですか。

例えば、佐用町においては水害の後、川の岸の部分で非常な予算をかけて整備しています。そのためには予算がいろいろ県、国からなんで、そういうところまでなかなか本町でできないということはわかつとるわけですが、国のほうも今回広島でああいうことがありましたので、広島以外でもありましたので、今後対応を恐らく考えられていくとは私も思っておるんですが、地方の声をどんどん上げていただきたいというふうに思います。姫路市さんなどと協力して、そのような動きをとっていただけたらというのが(2)についての追加の質問であります。

濟いませぬ、私ちょっと十分聞き取れなかったのですが、(3)については、要は具体的にどうということ、どうことができるとおっしゃったのか、もう一回わかりやすくちょっとお願いしたいと思います。いかがですか。

**○議長（橋本恭子）** あと10分ですので。

経済建設部長。

**○経済建設部長（堂本正広）** まず、1番の土質調査の件でございます。

これにつきましては、県が基礎調査を行い、現地に入り、そういった状況を確認した上で、太子町におきましては土砂災害警戒区域というものに指定をされております。

先ほども申しましたけれども、そこでもっと危険であるということでありましたら、土砂災害特別警戒区域に指定されます。その際におきましては、通常の基礎調査に加えまして地質調査も加えて行うということになっておりますので、太子町では地質調査を行うまでに至らないということで実施がされてお

りません。

当然議員おっしゃるようなにしたほうがいいのには変わりはありませんけれども、きょうの新聞にもありましたように、県下でたしか2万カ所ぐらいあるので、なかなかそれ全てで行うというのは難しいと思いますし、一応危険ではありますけれども、特別警戒区域には指定はされておられませんので、御理解願いたいというふうに思います。

あと、2番の姫路との協議の件でございますが、佐用町のほうでは対策がとられているということでございますけれども、当然これ災害があったところに対してそれに対する対策を行うのは当然のことでございます。

姫路市と協議をして、できるだけスムーズに流れるようにというのは当然太子町側を整備しますと、その水が全て——場所にもよりますが——姫路市に流れるということになります。当然姫路市側においてもそれなりに整備しないと、今の市の中の排水がうまくいっていかどうかということもありますし、当然太子町から流れ込む量が増えますとその分を見込んで河川等を整備するということになりますので、なかなか一朝一夕に太子町が整備したから、姫路市が整備したからということにはならないということで、多額の時間と費用がかかるということを御理解願いたいというふうに思います。

3番目につきましては、まず雨水貯留施設を設置して雨水対策をしているということと、あと雨水の1.1号幹線といいまして、昔のうかいやの南側を走っている幹線を、まだあそこで雨水幹線の実施がされていない部分があるので、そういったことについての測量委託を今年度実施しているということでございます。

以上でございます。

**○議長（橋本恭子）** 服部千秋議員。

**○服部千秋議員** 確認ですが、地質については県ではもう把握していて、県がそれほど危険だとは判断していないので、本町もそれほど危険だと判断しておられないということで

よろしいかというのがまず1点目であり  
ます。

それから、県が把握してる内容を本町も把握しておられるのかどうかというのが2点目  
であります。

それから、3点目ですが、このたび台風  
11号のときに私も町内、雨が降ってるときに  
ずっと見て回ったんですが——同僚議員にも  
途中でお会いしましたが——あのときに浸水  
している部分と、今回はそれほど場所的には  
以前ほど多くなかったんですが、防災マップ  
の中で浸水の可能性が、ハザードマップじゃ  
なくて防災マップの中で水につかりやすいつ  
て書いてあるところとそうでないところ、ち  
よっと言葉がわかりにくくて申しわけないん  
ですが、ここに書いてあるところでなくて  
その隣が浸水していたようなところがあるん  
じゃないかなと私は思ってます。なので、こ  
の防災マップももう一度見直していただく必  
要がある面があるんじゃないかなと思ってお  
るんですけど、いかがですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、土砂災  
害の件でございますけれども、危険か危険で  
ないかといいますと、危険であります。ただ  
し、それはどれぐらいの雨が降ったときに、  
またどういった状況で危険であるかという  
ことは、その急傾斜という角度とか、そうい  
ったもの、また土砂災害の土石流については、  
そういう地形にあって危険であるというこ  
とで、過去のそういうデータからそういう場  
所を特定して、そこについて現地調査を行  
いまして、当然その基礎調査によってどれ  
ほど危険かということで県が判断し、その  
データについても調査内容をいただいで  
おります。ですから、どういったこと  
で危険か危険でないかという判断につ  
いては、非常に難しいと思  
います。また、今回の広島市の件につ  
きましても、指定されてない部分で起  
こっているという事実もありますんで、  
必ずその場所で起こるとい  
うふうに限ったわけではないので、  
なかなか安全ということは言い切れ  
ないとい

うふうに考えております。

3番目の防災マップについてでござ  
いますけれども、これは洪水ハザード  
マップをつくる際に、各地域におき  
ましてその地区、地区で起こって  
いる水害といいますか、そういった  
ことについて事前に調査をしたとい  
うことのでございますので、それ  
までの過去の経緯でここが危  
ない、ここが危ないということ  
を防災マップに記載したわけ  
であります。ですが、それ以降  
気象条件が非常に変わってき  
て、ゲリラ豪雨というか、非  
常に多量の雨が降るようになった  
ので、当然それまでに起こ  
っていないようなところで浸水  
が起こっているという状況であ  
るといふふうに考えますので、  
それについては防災のほうで  
今後見直すか、またはそうい  
った形での今実際に起こ  
っている箇所は把握して  
おりますので、防災マ  
ップに加えるなどして  
対応したいといふ  
ふう  
に  
考  
え  
て  
お  
り  
ま  
す。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 この山の斜面、危険では  
あるというお答えだったわけですが、最近  
こういふふう  
に雨がたくさん降ってるわけ  
ですが、では、こういうことが  
起こり始めてから実際に山に  
登ったりとかして、現場見て  
いらっしゃいますか。例えば、  
この1年間に本町の崩れそう  
なところ、防災マップであ  
ればここ、ここ、こことか  
地図で書いてありますが、  
そこにそれぞれのところ、  
役場職員が行ってこの1  
年間見られてますか、見  
られてませんか、いかが  
ですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 特に現  
地に行き確認はして  
おりませんが、原池の  
ところでは毎回土砂による  
被害が道路まで及んで  
おりますので、その除去  
等をしておりますし、  
今当然平岩、丹生山の  
ほうでは、急傾斜対策  
として事業を実施して  
いるところ  
でござ  
います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 見ていただきたいと思いません。私山の中で大きくなって育ておりますので、山の中とか歩いたり、キノコが生えるときはキノコをとりに行ったりとか、このあたりにはマツタケが以前はあったとか——本町でもありますが——いろいろ特徴がありますので、この山の様子もたまには本町の職員も見ていただきたい。それから、土壌について、もちろん予算のこともあります、調べていただきたいということを求めておきたいと思えます。

最後ですが——先ほど総務部長のほうがお答えになってるわけですが——住民にこれまでも注意をいろんなところで喚起してお知らせしてるということではありますが、それはされてる部分はされていて、なかなか行政がしても、これまでもしかしたら十分に見てもらえてない人もいたかもしれませんので、これからは折に触れてこういった情報もお知らせいただけたらと思うんですが、この点についてだけ最後お言葉をお願いします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 自分の生命、財産を守るために、自分のところがどのような状況かということを感じていただくのは非常に大事なことでございますので、今後ともそういうことについては周知徹底していきたいと思えます。

○議長（橋本恭子） 服部千秋議員。

○服部千秋議員 じゃあ、これで終わります。

○議長（橋本恭子） 以上で服部千秋議員の一般質問は終わりました。

この際、暫時休憩します。

（休憩 午前11時46分）

（再開 午後1時13分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

それでは、順番に発言を許します。

まず、吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 こんにちは。8番吉田日

出夫、通告に従い一般質問をいたします。

本日の内容は、太子前処理場予算削減についてですけども、この問題は我々現在の議員だけじゃなくって、以前より議員様がいろいろと当局と努力をされて検討されてきたんですけども、残念ながらいまだにまだ多額の費用をかけてこの処理をしているという内容で、きょうあえてまたお聞きする形なんですけども。

実際に町民とか我々議員が思うておりますのは、当初この内容をお聞きしますと、太子町は当地にこの企業を誘致したときに十何社あった企業が、現在は排水に使われている企業が約3社と我々はお聞きしておるんです。その中で、私どもが議員になってからでも、この費用は1億円から約9,000万円ほどになっておるんですけども、そんなに大きな削減という形にはなっておらないんです。そこに一番、なぜ十何社もあった企業が二、三社になったのに、そんだけの費用をかけてやらなければならないのか、またそうなるのかが我々一番の疑問点があるんです。

そういう内容から、今また我々は経済建設常任委員会、それと当局とともに国、県、それと関係市に協力を得まして、現在この生汚泥の揖保川浄化センターへの搬送処理を調整の上、27年度の下水道事業計画にのっとりこの内容を削減ができないかということで当局もいろいろと検討を進めてもらっておるんですけども、そういう意味合いを含めて4項目の内容の確認をさせていただきます。

まず1つとして、現時点での太子前処理場との皮革汚水の排水協定事業所は本当に何社が該当しておるのか。

それと2番目は、排水の単価は現在幾らなのか。また、この協定は毎年更新処理をされているのか。

3番目としまして、現在推進中の案が、これが不可となった場合には、次の案は検討をなされておるのかどうか。

それと4番目は、行政として多額の税金を投入している当問題の最終的目標はどこに考

え、今後推進をされるのか、この4項目をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） それでは、まず1点目の皮革排水をされている業者の数ですけれども、現時点におきましては、先ほど議員もおっしゃられたとおり、3社でございます。

続きまして、2番の処理単価でございますけれども、処理単価につきましては、平成26年度は立米当たり240円でございます。

この料金につきましては、平成22年度におきまして兵庫県、姫路市、たつの市、太子町及び兵庫県皮革産業協同組合連合会との協議におきまして、平成23年度から27年度までの5年間について協定を結んでおります。

3番目、現在推進中の案が不可となった場合ということでございますけれども、兵庫西流域下水汚泥処理事業は、兵庫県が事業主体となり、姫路市、たつの市、太子町で構成され、各自治体を実施する公共下水道から発生する汚泥と流域下水道の汚泥を集約し、安全で経済的な処理を行うことを目的としております。兵庫西スラッジセンターでは、兵庫西流域下水汚泥処理場を初め、送泥管、送泥ポンプ場の維持管理等を行っております。送泥ポンプ場は4カ所あり、そこから生汚泥が送泥されております。

太子町においては、前処理場から発生する汚泥を乾燥させて搬出しております。他の自治体からも生汚泥を送泥管及び乾燥汚泥で搬入しており、基本的に構成市町から発生した汚泥を処理するための施設であり、搬入方法の変更については関係団体の承認を得ておりますので、不可ということは考えておりません。

4番目の最終目標はいかがかということでございますけれども、この生汚泥搬送計画により、今後施設の更新の費用として十数億円が削減され、財政負担の削減に大きく寄与されるものと思っております。

今後においても、環境保全の観点から皮革

前処理場は必要な施設と考えており、生汚泥による搬送事業として推進してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 まず、1項目のこの3社で今排水が、使われておるといことなんですけれども、排出をされておるといことなんですけれども、この3社以外の過去に使われておった業者との協定というのは、現状はどうなっておるんですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 特に各社と協定を結んでおるわけではありません。設置された当時に皮革処理をされている事業所から排水を処理するような形で設置をしております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 ということは、今後もし当初十数社ありました業者がまた事業を再開したいというときには、何も協定もなしに簡単に了解をされるという意味合いですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 当然今まで閉鎖している事業所が再稼働されるとなると、当然処理する必要があるというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 私が思いますのは、費用の削減という意味合いで、先ほど部長のお答えの中に、汚泥をバキュームで運ぶというこの案に対してはきちっと解決がされる意味合いでおっしゃいましたけれども、それが今後なされるときに協定というのはきちっとお互いが取り交わして、その中で現在は何社使っている、またそれをするにはきちっと申請が必要だと、こういう意味合いが必要と思うんですけれども、いかがなものでしょうか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 皮革処理をさ

れている事業所は、太子は3社でございますけれども、たつの市、姫路市にはもっと多くございますし、当然その責任の所在をはっきりするという意味におきまして、そういったことは必要かなというふうには考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 今私自身が確認をさせていただいておるのは、他市の場合のことじゃなくて、太子町としての予算に関してこれ説明を確認してるんですけども、そういう意味からいうたら、こういう形で汚泥の搬送がされて予算の削減がなるこの機会をもってきちっと協定を交わして、今後増える、減るを含めて進めていく必要があると違うんかと思うんですけども、いかがですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 協定のいかに問わず、当然前処理されて流れて出る汚水は処理をしなければ、河川がまた汚濁になって水質が悪くなりますので、当然それについては太子町のエリアのものは太子町で処理する必要があるというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 次に、2番の項目で確認します。

先ほど部長のお答えでは立米240円で現在処理してるということが、平成22年度から27年度までの運用ということでお聞きしてますけども、現在は排水を川へ流す処理をしておるんですけども、これを汚泥の搬入という形の処理に変わった場合でも、単価はこれ1町だけで、太子町だけで考えてるんでないんで当然そこら辺の考え方というのがあろうと思うんですけども、そういう搬入処理の仕方が変わった場合は、太子町としてはどうお考えになるんですか。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） ちょっと説明に不手際があったようでございます。

26年度におきましては、240円立米当たり

でございますけれども、23年度は225円、24年度は230円、25年度は235円で、26年度が240円、そして27年度は250円という協定を平成22年に結んでおりますので、その年度ごとに単価のほうは変わっております。

今議員からおっしゃられた処理法が変わることによって処理単価は変わらないのかというような御質問でございますけれども、先ほども申し上げたように、兵庫県、姫路市、たつの市、太子町及び兵庫県皮革産業協同組合連合会との協議において処理価格は決めております。これにつきましては、姫路市で処理をされてもたつの市で処理をされても、立米当たり240円必要であると、26年度はそういうことでございますので、当然その団体において今後の金額についても取り決め、それによって処理をさせていただきたいというふう考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 じゃあ、次に3項目めですけども、今搬出という形が部長のお答えでは問題なく、この内容が処理されるように進められるということでお聞きしましたので、我々常任委員会でもきちっとフォローはさせてもらいますけども、これがきちっと進むようによろしくお願ひしたいと思います。

それと、4番目のこの項目で、要は現在排出をされておるところも、これは当然太子町が誘致をして進めていった形なので、この企業さんが使われるという形のある場合には、それはいつまで処理をされるのか、それともまたどっかで何らかの考えでというのが、一つの例として、今汚泥処理をしているのをたつの市とかそこら辺へ流すような、そちらのほうへ振るような形のお考えはあるのかどうか、お聞かせ願ひたいと思います。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 事業主さんが移転されるということであれば、それはいたし方ないことではございますけれども、太子町のほうからそちらへ移動してくれとか、そ

ういったことは当然言えるわけもございませんし、当然その皮革処理場がある限りは、前処理は必要で環境保全のために今後も必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 それと、関連の市町さんあたりは、皮革のでき上がる製品が関連してまして、国等から十数億円というような補助をいただいておりますように我々情報としては認識しておるんですけども、太子町の場合には、要は汚水処理するという形だけで数百万円と私は記憶しておるんですけども、それだけの補助しかもらえてないんですけども、そこら辺の金額の開きが大きいので、もう少し何らか太子も努力して、市ほど十数億円もらうということは、それは決してないと思うんですけども、そういう補助金がもらえる形の努力を考えておられるかどうか、そこら辺お願いしたいんです。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） まず、皮革製品の補助については産業関係のほうの補助としておっているとします。また、皮革の処理に関しましては、環境のほうからおっているとします。

また、ちなみに揖保川流域での処理につきましては、姫路市では80万1,049立方メートル生汚泥で搬入しているのに対しまして、太子町では114.86トン——トンと立米で若干数字は違いますが——こういった状況で搬入している汚泥の量が余りにも違い過ぎますので、当然その費用に対しまして国や県からの補助があるということで、量的なものの差がありますので、それはやむを得ないというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 吉田日出夫議員。

○吉田日出夫議員 いろいろお聞きしましたんですけども、どちらにしましても冒頭に話しましたように、大事な町税が、多額の金額がこの処理に投入をされておるので、我々

委員会も含めて当局と一緒に、この予算が削減されるように今後も努力したいと思いますんで、当局のほうも今に甘んじず、いろんな努力、検討をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 以上で吉田日出夫議員の一般質問は終わりました。

次に、平田孝義議員。

○平田孝義議員 こんにちは。7番日本共産党の平田孝義、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず1点目、集中豪雨など災害対策についてです。

昨年の伊豆大島における大規模な土石流による悲惨な災害の記憶を忘れないうちに、今年も台風災害、またお盆休みを襲った16日から17日未明にかけての京都、兵庫県下の局地的豪雨、さらに20日未明、広島市北部で大規模な土砂災害が発生しております。また、それに死者、行方不明者約90人、これは8月22日現在のものであります。こういった大惨事をもたらした記録的集中豪雨が相次いでおります。これら集中豪雨は、いずれも極めて狭い範囲で短時間に200ミリから300ミリという平年の8月1カ月の雨水量をはるかに上回る異常な降雨です。このような大雨は、日本列島のどこで起きてもおかしくないというのが近年の状況であります。

比較的大雨や台風による大きな災害がない太子町としても、例外ではありません。台風、大雨など自然災害に対する従来の認識を改め、根本的に防災対策を見直す必要があると考えます。当局の対応をただします。

そこで、(1)先の議会において、それぞれ防災に関する質問を行った。防災対策として、その後進捗していることがあるのか。それと、①同報系防災行政無線については検討されているのか。

②ハザードマップの見直しはどうか。

③避難場所、避難経路の安全について、この点について当局に問います。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、同報系防災行政無線につきましてですけれども、災害時における避難情報を住民に周知するための伝達手段の一つでございますが、太子町の地域の特性や、また整備に莫大な費用を要しますので、その辺を含めて今後検討していきたいと考えております。

2つ目の現在県において想定降雨量、また浸水深ランクの見直しによるハザードマップの見直しを計画しているところでございます。町の実態や住民の意見などは県のハザードマップに既に反映されており、その後の情勢を反映させた県の見直しが完了した後、本町のハザードマップを見直す予定でございます。

3点目の一部の避難場所が浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内に位置し、大災害時などの状況に使用できなくなる部分が出てくることも考えられますが、想定される浸水深は1メートル未満と見込んでおり、2階部分は使用が可能であると考えており、またそのときの判断で、別の避難場所への誘導も考えるところであります。

また、本町では災害時等において民間事業者と避難場所の提供について協定を締結し、できるだけ多くの避難者の受け入れができるような方策をとっております。

避難経路の安全性について、本町としては発災対応型の防災訓練を実施し、自治会ごとに安全な避難経路を確認していただいております。災害時においては、その経路が確保できない状況も考えられますので、臨機の対応が望まれるところでございます。それらの対応も踏まえて、防災訓練等においてPRしているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今部長のほうから回答いただきました。

同報系防災行政無線、これは以前にもこの議会において質問をさせていただいております。

その見解から見ても、今回の丹波市における災害時に避難勧告等を周知する上で、この同報系の無線ですか、これによって集落と個別配信について、深夜の勧告発令に伴うその指示が、こうして多くの住民が垂直避難をしたおかげで多くの命を守ったということが報じられております。

このように同報系防災行政無線が多くの命を救ったということは、本当に太子町においても、今先ほど部長のほうから予算のことも言われましたけど、前回2億円から3億円あったら可能だろうということを私は聞いております。こういった中で、今現在新庁舎建設、これに対して多くの予算をつぎ込んでおります。そういった中から命を考えれば、当然これは優先からすれば住民の生命を守る上においては大切じゃないかなと私は思うわけでありまして。

それと、避難に対しての答弁いただきました。いろいろな訓練の上で行えば、そういった被害も大したことないだろうという部長の判断ですけど。それとハザードマップです。今太子町が出されてる——私がここに持っておるんですけど——このハザードマップ、これを見ますと、100年に一回起きる大雨、これによって大津茂川は1時間、総雨量が62.2ミリで、また林田川は24時間の総雨量が196ミリ、このことに達したときに決壊するおそれがあるということがこれに書かれております。今現在、日本の雨量とか、今事故があったり災害があったところを見ますと、ほとんどがもうこれを、この水位を超えてるというのが現実であります。

それと、あと一つこの件で聞きたいのは、災害は忘れたころにやってくるということも書かれとんですけど、これ本当に、災害は忘れたころにやってくるんじゃないんです、今はいつでもやってくるというのが常識になってます。そういった中で——これを指摘するわけじゃないんですけど——次にハザードマップを変えられる場合は、当然これこういう文言も考えられたらええのかなと私は質問し

ております。

それと、今このハザードマップの中でも、先ほど部長から言われた太子の場合は、これは平成20年につくられとんですか、これは。ほいで、県の場合のハザードマップを見ますと、これは22年、2年後にまた再度つくられとんです、県のほうで。太子町のこのハザードマップとこれを確認しますと、ちょっと異なるところがあると。きょうは、この議場でこれを細かいとこまで指摘するということはありませんけど、一度これ確認されたほうがいいんじゃないかなと私は思うわけで。

それと、1つ聞きたいんですけど、避難場所、また避難経路の安全について、先ほど回答いただきましたが、そこでこの件について1点伺いたいのは、佐用町の水害時に夜間であって避難場所に向かう途中で水路に流されて多くの町民が失われております。太子町がつくったハザードマップによると——1つだけこれ聞いてほしいんです、これはもうやってもらわなあかんことですから——JR山陽本線南側、浸水地域が広がる中で、南総合センターへの移動、これは物すごく気になるんやね。これ距離が長い関係、それと時間がかかって避難自体が浸水地域内で本当にこれ危険な場所であると。そういうことになって避難が不可能じゃないかということを考えるわけで。この地域には高い建物がないんです、確認しても。安全な避難場所の確保が急がれると思うんです。全体からしても、先ほど私指摘しましたけど、確認すればいろいろな違いがあるということを確認しております。そういうところで、避難場所と経路の安全性についてもう一度地元住民とともに検証する必要があるのではないかと、このように思うんですけど、この件に対してはどうでしょうか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 先ほど答弁させていただきましたけども、県のほうで今回ハザードマップの見直し作業が予定されております。それに合わせまして、本町のハザードマ

ップについても見直しを行う予定にしております。その際にはいわゆる防災マップと危険箇所の再把握については、もう一度十分地域住民との話し合いをして確認していきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 部長が今言われたように、ぜひハザードマップの中身もちょっと見てもらって、ほいで先ほど私、2点指摘しましたけど、この文言ですか、これらも一度検討されたほうがいいんじゃないかなと思います。

そういった中で、最後に私がお願いしたいのは、気象庁が1976年から日本中の観測点で行われた観測によれば、1時間に50ミリ以上——いわゆる1時間に50ミリということは、もうバケツで落とすような降水量やね——それが当然降れば、太子町の大津茂川、そしてまた林田川、これは当然もたないだろうと思うわけでありませう。そういった中で、37年間で何倍も増えてるらしいんです、この50ミリ以上の雨が降るということ。それと、1日400ミリ以上の雨が降る日も6倍に増えているという統計が出ております。先ほどの林田川の場合だったら総雨量が196ミリ、24時間で、それで1日で400ミリというたら、大方倍以上の雨が降るということですから、ぜひこういうことも確認しながら住民の安全等を確保することが行政の役割ですから、この点については順次早急に検討していただきたいなと思います。

それでは次の質問に移ります。

2つ目ですが、集団的自衛権行使容認についてお聞かせいただきたいと思っております。

(1)安倍内閣が集団的自衛権行使容認の閣議決定を強行してから、はやもう2カ月になります。お盆を挟んだ期間も続き、亡国の政治と国民との矛盾が劇的に広がっております。安倍政権が海外で戦争をする国づくりの暴走を重ねたことで、戦争と平和を考える8月にさまざまな人がいろいろなことを考え、そして危機感を語り始めたという印象があり

ます。

そこで、①太子町として集団的自衛権行使容認に対してどのように受けとめるのか。

②国に対する意見書提出など、こういったことに対して当局としてはどのように考えるか。

(2)「教育のつどい2014」は、「子どもたちに豊かな成長を保障する教育を」と全国から教師、保護者らが集まり、戦争をする国の人材づくりを狙う安倍内閣の教育再生に抗し、「教え子を再び戦場に送るな」のスローガンで、発足以来64年間続けておりますが、この件について問います。

そこで、①歴史のある集会ですが、太子町の教職員がこれまでにこの大会に参加されたことがあるのか。

②政府が集団的自衛権行使容認を踏み出したことで、教育者の立場からして、教育長は子供たちに対してどのように考えるか、この件についてお答えをいただきたいと思えます。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、安全保障は国の担当事務であり、町は国の方針を遵守する立場にありますので、町が判断すべき立場にないのですが、そのことを前提にお答えいたします。

7月に政府が集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更を閣議決定したと報道され、その後の報道機関ではさまざまな議論がなされているところでございます。首相の会見では、このたびの閣議決定は、我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中、国民の命と平和な暮らしを守るため何をすべきかという観点から、安全保障の法整備の基本方針を示すものであり、抑止力の向上と地域、国際社会の平和と安定にこれまで以上に貢献し、我が国の平和と安全を一層確かなものにしていくとされています。また、閣議決定で集団的自衛権行使ができるようになったわけではなく、法整備が必要で、改めて国会の審議を経ること、実際の行使に当たっても国会承認

を求める考えであることが言及されております。

これらのことから、「日本と密接に関係ある国が攻撃された場合、日本の存立が脅かされ、国民の生命、自由と幸福の追求権が根底から覆される明白な危険がある」、2つ目として「日本の存立を全うし、国民を守るためほかに適当な手段がない」、3つ目として「必要最小限の実力行使にとどまる」の3条件を満たせば、集団的自衛権は憲法上許容されることとした閣議決定は、直ちに戦争を認めるものではないことは明らかであり、自国防衛、抑止力の強化であると捉えております。

以上のことから、我が国の平和と国民の安全性を損なうような方針が新たに出されたとは認識しておりませんので、現在のところ意見書を提出する考えはございません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼します。

「教育のつどい2014」に参加したかどうかということですが、過去についての参加したか云々の記録をしたものはなく、お答えができませんので、私が知り得る近年において当町の教職員が参加していると確認できた事例はございません。

2番目の集団的自衛権行使容認を教育長は子供たちに対してどのように考えるかということですが、集団的自衛権の行使を容認することは、そのことが戦争への引き金になるのではないかと不安を訴える考え方がある一方で、それが戦争への抑止力であり、積極的平和主義につながるのと逆の考え方もあり、一言ではお答えし切れない非常に難しい問題であると考えております。

ただ、教育者として、人生の先輩として、これを機会に子供たちに伝えておきたいことを1つ上げさせていただくとすれば、二度と戦争を起こしてはならないという強い不戦の誓いのもと、毎日平穏無事に過ごしていることへの感謝の気持ちを通して、明るく心豊かな未来を築いてほしいということでございます。

す。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 総務部長と教育長より集団的自衛権行使容認について、太子町の見解、また教育の立場からしてそれぞれ回答をいただきました。それぞれ考えがある中で、行政の立場からしてもこの問題ははかり知れない重要な問題として答弁をいただいたわけであります。

自衛権について話をすると、これまで2回の世界の大きな紛争、世界大戦、このことについて国際社会は武力行使を原則違反としてきました。2つの自衛権があり、自衛権発動では、個別的と集団的があります。個別的自衛権は自分の国が攻撃されたことへの反撃、集団的自衛権は自分の国が攻撃されていないのに同盟国が攻撃を受けたら同盟国を助けるためにともに武力行使ができる、相手国への武力攻撃を正当化する考えです。

これまで集団的自衛権を実際に行使した国はごくわずかで、自衛とは無縁の軍事大国が小国へ軍事介入させてきました。それは、今までの歴史から見ても1956年、ソ連がハンガリー介入、65年にはアメリカがベトナムへ、68年にはソ連がチェコスロバキア侵攻、また90年にはイラクのクウェート侵攻に対してアメリカがイラクを攻撃など、支援の要請もないのに攻撃を行う。2001年9月の同時多発テロ事件でも国連は法の裁きを表明したにもかかわらず、アメリカとNATO北大西洋条約機構は個別的、集団的自衛権を口実に、アフガニスタン攻撃を開始し、結果はテロ根絶とはほど遠い、兵士どころか多くの民間人の犠牲を生み、アフガニスタン情勢の泥沼化をもたらしました。これが集団的自衛権の可能性と全貌であります。

これまで日本を戦後支え、二度と戦争介入はと自民党を初め、それぞれの時の権力者たちが守り通したことを、今回強行をした閣議決定は、憲法のもとでも容認される武力の行使があるとしています。

それと、自衛権の行使には多様な方法があります。それらを抜きに自衛のためだとして集団的自衛権容認で武力行使まで認めてしまえば、軍拡競争につながりかねません。前の戦争も拡大戦争もやって、第2次世界大戦で日本はドイツとイタリアと軍事同盟を結び、ある意味ではこれが集団的自衛権、それが再現されたと思います。戦争反対の立場からすれば、黙ってられない気持ちであります。

よく聞くと、国益とよく言われます。国益とは何か。73年前の戦争でも国益のためにと信じて戦争へ突入した。本当の国益とは、国が豊かになり、他国からいい意味で評価されることこそ国益だと思います。

少しのほころび、針の穴的なところから大きく穴があき、武力の行使により紛争につながり、殺し、殺され、戦争への再現に結びついていきます。もしも日本が戦争に参加することになっても、まさか自分たち、それに自分の子供、孫たちには関係ないと思っていらっしゃるは大間違いです。そういったことも考える必要があります。

こういったことで、教育者の立場からして、また行政の立場からして、この件について再度質問させていただきます。

やはりこれに対しては一切国の言いなりかということをお聞きいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 先ほど答弁したとおりでございます。

（平田孝義議員「議長」の声あり）

○議長（橋本恭子） 教育長。

ちょっと待ってください。教育長は要らないですか、返事。

（平田孝義議員「え」の声あり）

いや、教育長に答弁をしてもらうので。

（平田孝義議員「ああ、済みません」の声あり）

教育長。

○教育長（寺田寛文） 行政側と同じでございます。

ただ、教育者としては、法律とは、憲法とはという事実をそのまま教えることであって、それを判断していくのが成人になって判断していくものと思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 ちょっと形を変えて質問させていただきます。

そこで、集団的自衛権の行使を前提に、国は教育を初め、内政の各分野で安全保障上、必要な配慮を払うことを盛り込んだ教育改革に熱心な安倍内閣です。こういったもくろみがここであらわれてきていると感じる中で、それを1点伺いたいのと、地方自治体や国民に対し、協力する責務を負わせようとしております。具体的には明記しておりませんが、補給、輸送、整備、衛生、警備、通信など、あらゆる分野で、自衛隊だけでなく国民が総動員させられる可能性があるわけでありませぬ。立法により実質改憲をしようとしておりますから、この件について、もし改憲されたらどう思われるか、やっぱり国と一緒にともに頑張るのかなということをお聞きいたします。お願いいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 私どもは、仮定での話での答弁はできかねますので、御了承をお願いします。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 そういう難しいことには回答できない行政の立場もわかります。そういうことで、この件に対しては当局がどのように考えているかということもお察ししましたので、これはここで差し控えておきます。

そこで、教育長にあと一点お伺いしたいのは、憲法を守り、生かして子供たちに豊かな成長を保証する教育、これについてそういった教育を維持、推進していくことが本当に教育者の立場でないかなと思うわけでありませぬ。

そういったことで、集団的自衛権の閣議決定が教育への押しつけや締めつけが強まりそ

うな感じがあるのか、それは子供たちのためにならない——あればですよ——ほんで、この点について1点と、学校でも職場体験に自衛隊の項目が入ってきたと聞かすが、この件はどうなんでしょう。2点お伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 先ほどもお答えしましたように、私どもは憲法というのはどこの国にもございます。また、法律もどこの国にもございます。それを正しくそのまま教えて、それがどう判断していくかは成人になってのことでございます。

ただし、どこの法律でも共通的に言えるのは、命を守る、命の尊厳さを教えるということは、これは究極の目的でございます。その立場に立って判断していくものと思われませぬ。

ただ、先ほどの自衛隊の職場体験というようなところも言われてましたんですが、そこで何を学ぶかというようなことにかかわっていくんじゃないかなと思います。規律とか、または約束事とか、秩序とか、そういうものも学ぶところであれば、それもその校長が判断してそこの職場体験というようなところもしてもいいんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 軍事主義を教え込んだ戦前の教育の恐ろしさが侵略戦争を美化させない、そういった教育、事実を事実として教えることが大切ではないかと思っております。争いに対する危機感など、全ての子供たちに伝えることは教育の役割として大きなことだと思います。古臭い決まり文句になりますが、どうか平和と命を大切に、本当のことを伝えて導ける教育をお願いし、次の質問に参ります。

3つ目として、原発再稼働についてです。

福島原発事故の経験を踏まえ、深刻なるもとで放射能汚染から子供を、国民の健康を守る要求など、原発に反対する世論と運動が大きく広がり、原発ゼロの日本の実現が国民多

数の意思となり、今日本の原発が全て停止をしております。

今の政府は、原発を基盤とする重要なベース電源として将来にわたって維持、推進し、再稼働を進めるとしたエネルギー基本計画を昨年12月に発表しております。そこで、各地で原発再稼働中止、原発なくす自治体宣言を上げようと住民運動が進められております。再稼働に対し、太子町の見解はどうか。

それに関連し、(1)自然エネルギーを活用した太子町独自の事業、個人はもとより事業所に対し助成制度、対策など考えておられるのか。

(2)放射能に対する測定など、定期的に行うことがあったのか、なかったのか、これについてお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、原子力発電所のあり方など、国のエネルギー政策の根幹については、先ほども申し上げましたけれども、国の担当事務であり、町は国の方針を遵守する立場にありますので、そのことを前提にお答えいたします。

御存じのように、現在国内の原子力発電所は全て停止している状態です。現在の電力の需給バランスは辛うじて保たれておりますが、火力発電所に大きく依存している状況でございます。

今後の経済成長には今以上の電力の供給が不可欠でありますし、火力発電の燃料である石油、天然ガス等の輸入増等により、発電コストが上昇し、昨年には電気料金の値上げも行われたところでございます。関西電力は、3期連続で経常赤字を計上しており、さらなる料金値上げも話題に上がっております。

現経済水準の維持、また住民負担の上昇等を考えると、将来的には原子力に依存しないエネルギー体系を築くべきであると考えますが、安全性を確認された原子力発電所の再稼働も現時点ではやむを得ないものと考えております。

経済産業省では、エネルギーベストミック

スの策定を進めている報道がなされており、その方針発表が待たれるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 自然エネルギーを活用した太子町独自の事業について、私のほうからお答えをいたします。

国では、福島第一原子力発電所の事故に伴う電力不足から、代替エネルギーとして太陽光発電を初め、各種の自然エネルギーへの転換の促進に取り組んでいるところでございます。

各種の再生可能エネルギーを本町で導入することにつきましては、立地条件、気象条件や、また収益性等、さまざまな課題がありました。その中で、唯一太陽光発電につきましては、自然条件や電力の買い取り制度があることなど、本町でも期待できることから、平成26年度より住宅用太陽光発電システム設置補助金制度を創設し、4月1日より受け付けを開始しております。内容は、最大電力1キロワット当たり1万5,000円、上限を6万円として補助しております。8月25日現在、28件の申請があり、約160万円の補助金を支出しております。

次に、2番目の放射能に対する測定などを定期的に行っているかの御質問でございますが、大気中の放射能数値の測定に関しましては兵庫県が定期的測定を行っておりまして、福島原子力発電所事故以降も大気中の放射能数値はそれ以前の数値と変化がないことなどが公表されております。

本町では、平成24年度に購入いたしました放射能測定器は、大気中の放射能数値を測定する機器ではなく、食品の中に含まれる放射能数値を測定する機器でございます。食品に対しての不安や問い合わせ等に対し、必要に応じて検査を実施いたしております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 平田孝義議員。

○平田孝義議員 今各部長より原発再稼働に

ついでの見解並びに自然エネルギーの活用、補助など、また放射能に対する測定、これについてお答えをいただきました。

原発については、私たち町民はもちろん、国家を挙げての問題であります。先ほど言われたように電力のバランスとか料金、こういうことを部長のほうは言われておりましたが、きょう、私がなぜこの質問をするのかというのは、そこいらも加味したこともありますけど、もともと人間的なことからこのことで私は質問をしております。

東電福島第一原発の事故で、当初大気中に放出された放射性物質が日本全土に降り注いだことが文部科学省の調査で裏づけされ、約1,700キロ離れた沖縄を含む45都道府県——もちろんこの兵庫県も入っております、測定地は神戸で行われております——セシウム134と137ですか、この物質が1平方メートル当たり17.407ベクレルであることが報道されたことが記憶にあります。ここにあるのがその当時の資料であります。

そういう中から、必ずしもこういう危険な状態である中で、料金が上がるとか、例えば国がやるから仕方ないんだとか、そういうことを言われるというのが私の質問でちょっと勇気を出させるといふところになるわけでありま

す。実際日本海へ面した滋賀県、福井県に隣接している14基、今運転をやめておる「ふげん」ですか、これを含めて15基の原発が依存しております。福島原発事故と同じような苛酷な事故が起きれば、住民の命が脅かされ、近畿1,450万人の命の水源である琵琶湖が汚染されれば、もう大変なことになります。さらには、北風に乗って兵庫県一体に放射能が飛び回り、そして食料、健康被害など、大きな問題になります。もちろんそれに伴い、流通なども多大な影響が出ると予想されるわけでありま

す。ここに資料があるんですけど、原発の危険を告発ということで、こういうような資料も出されとんです、これ。ほいで、近畿には一

番多くの原発が日本海にあるわけで、これによって何かが起きれば大変なことになると。

そういった中で、兵庫県は今年4月24日ですか、福井県内の原発で福島第一原発並みの事故が起きた場合、放射性物質の拡散予想をまとめた甲状腺の被害線量が、安定ヨウ素剤の服用を必要とする国際基準を超えるケースは、原発から約150キロ離れた淡路島の南あわじ市まで生じることが判明しております。大阪府や奈良、和歌山両県の広範囲に放射性物質が拡散する可能性が示されたわけでありま

す。兵庫県は、こうした結果をもとに原発から30キロ圏内の対策しか示していない国の原子力災害対策指針の見直しを求める方針を出しております。その原発資料での放射性物質拡散予想図があり、示されておるわけなんです——この資料もこちらにあります。これがそのときの資料であります——このように全国にある資料と、そして兵庫県にこれだけの影響を及ぼすよという資料がございます。これが言う150キロ先までということ

は、兵庫県もかなりの量が試算されるということでありま

す。そういう中で、自然エネルギーの対策について、私が先ほど太子町は自然エネルギーを使った対策、またそれに対する事業を起したらどうなんですか、予算はということを聞いたのは、そういうところから私は聞いたわけでありま

太子町もこれから自然エネルギーに対して何か考えたらいいんじゃないかと私は質問をしたわけであります。

地域住民の安全性と事業による、それによって労働力も必ずできてまいります。太子町には小川もあれば太陽もあります、田んぼもあればバイオ的竹林もあります、地熱もあります。あとは国の補正、いわゆる原発ゼロになってそれを地方が事業費としていただくという、そういった原発ゼロを願うのが私たちの念願であるわけです。

原発を1基つくるのに大体5,000億円かかると言われておりますから、日本全体の原発をすることによって計算すれば、おのずとして出てくるわけです。12兆円からかかるわけで、先ほど部長が言われた燃料が高いから電気代が上がるんだというのは、今の政府の見解でのことであって、そういうことも町のトップであれば少しは勉強していただきたいなと私は思うわけであります。

それをお願いしまして、きょうはまだまだ話したいんですけど、太子町の場合はそういう聞く耳は持たないという見解でありますから、これ以上言っても水かけ論になりますから。ただ、私が言いたいのはこれからの子供たち、自分の子供、孫のことを考えていただきたい。これをお願いいたしまして、私の質問にかえさせていただきます。

**○議長（橋本恭子）** 以上で平田孝義議員の一般質問は終わりました。

次に、中薮清志議員。

**○中薮清志議員** 1番中薮清志、通告に従い一般質問のほうをいたします。

先に若干似た質問があったため、何となく答弁がわかる中での質問は若干やりにくいんですけども、違った角度から質問しますのでお願いします。

若者定住促進と少子化対策についてに対して質問いたします。

太子町が兵庫県内で年少人口比率がトップクラスであることは、ここ数年いろいろな場で言われております。また、微増ではありま

すが、ここまで人口も増加してきました。

しかし、太子町の統計を見ると、平成25年度において自然増減の差も少なくなり、社会増減と合算すると他の自治体と同じく人口減少の傾向が見受けられます。JR網干駅が近く、国道2号線、179号線など東西南北の交通の要衝であり、町内に買い物や食事のできるお店も充実しており、最近近隣で大きな災害ありますが、太子町では特に大きな災害も起こっておらず、立地条件がよいため、ベッドタウンとして住みやすい町になっていると感じられます。先に部長が言われた生活環境が良好だというふうな町になっているのかなというふうに思います。

そのような流れの中で、現在の状況があると思いますが、先日メディアで取り上げられました2040年の若年女性減少率予測——20から39歳の女性の減少率予測ですけれども——によりますと、近隣市町の若年女性が将来大きく減少する中、太子町は20%程度の減少率でとどまると予測されていました。

最近では、高齢化社会以上に少子化社会による人口減少に重点が置かれ、近隣市町においても自治体消滅などを危惧して、出産、育児、教育、住宅取得に重点を置いた定住支援策の展開が多くなってきています。

人口減少は地域の活力を失わせるとともに、生産人口の減少は税収に与える影響も大きく、議員研修等に参加した際も多くの自治体で危惧しているポイントとして話題に上がっております。

また、政府が経済財政諮問会議の下に設置した「選択する未来」委員会が日本経済の持続的成長への課題をまとめた中間整理案によると、少子化の要因として低賃金により結婚できない若者が多いこと、結婚しても経済的な理由から子供を持たない夫婦が多いという現状があり、子供を持つことによる新たな経済的負担を最小限にするための制度、仕組みの見直しや、出生率を回復させるために第2子、第3子を産み育てやすい環境をつくるために、第3子以降の出産、育児、教育への傾

斜支援など、これまでの延長線上にない少子化対策を推進するとまとめています。

太子町では、今期の新規事業で子育て支援に力を入れているのも見えますが、先に話したとおり、人口の自然増減の差し引き数が減少傾向にあり、死亡者数が出生数を上回るのには目に見えています。ただ、希望としては合計特殊出生率が県、全国の平均を上回っており1.79人と高く、しっかりとした出産、子育ての施策を行うことで、安心して子供を産んでもらえ、少子化にも歯どめをかけることができるのではないかと考えます。

その中で、町内には産婦人科がないことから、多くの妊婦さんは姫路市南西部の産婦人科を利用しています。健康な赤ちゃんを産むための健診の際にタクシー券があれば出産準備にお金がかかる世帯にはとてもありがたい支援になるとともに、安心感が増して元気な赤ちゃんを産んでくれると思います。妊婦健康診査費補助事業を行っていることは十分理解した上で、太子町の将来につながる出産、子育ての施策について質問いたします。

1つ目に、若年女性減少率予測の結果をどのように捉えているのか。

2つ目に、周辺自治体で行っている転入や若者による住宅取得への補助等、具体的な施策は考えているのか。こちらは先の質問でありましたので、答弁が同じになるようなら結構です。

3つ目に、新生児数は年間300人程度ですので、出産時妊婦負担軽減策として、現行のやすらぎタクシー運賃助成事業に妊婦を対象者とすることは考えられないのか。

4つ目に、子育ての経済負担軽減策として、町内商店、量販店などで利用できるおむつやミルクの無料引きかえ券などの配布は可能か。

以上、4点質問させていただきます。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） まず、1点目の若年女性減少率の予測の結果をどのように捉えているのかについてお答え申し上げます。

2040年の若年女性減少率予測の結果につきましては、通勤圏や生活圏としての利便性から、宅地開発による子育て世代の転入が増加したことにより、平成22年の国勢調査の年少人口比率及び合計特殊出生比率が上昇した結果、近隣市町に比べ低い減少率になったと分析しております。

予測結果は、平成22年までの結果をもとにしたものであり、その後の人口の伸び率の低迷などにより、必ずしも楽観視できるものではないと捉えております。

今後、町といたしましては、出生率の低下の要因の一つであると考えられる働く女性の仕事と家庭の両立の支援の難しさを解消するため、第3次太子町男女共同参画プランに基づき、若い世代が安心して太子町で結婚や出産、子育てをしていただける環境を整えるため、男女の性別に縛られた役割分担意識の改革や女性が結婚、出産後も就業を継続できる環境づくり、また男性の家事、育児、介護に関する学習機会の提供などのライフワークバランス支援、また子育て支援などに取り組むことで、若い世代の定住促進を推進してまいりたいと考えております。

2点目のことにつきましては、先ほど服部議員の御質問にお答えしたとおりでございますので、省略させていただきます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） それでは、3点目、現行のやすらぎタクシー運賃助成事業に妊婦を対象者とすることはできないか、考えられないかという御質問ですが、平成24年度より実施しておりますやすらぎタクシー運賃助成事業ですが、この事業の目的は交通手段を持たない高齢者、重度障害者の世帯に対し、日常の交通手段を確保する生活支援として運用しております。自家用車を所有する世帯は対象外となっております。ここに妊婦を対象者とすることは、やすらぎタクシー事業の目的が曖昧になる可能性があります。また、近年における妊婦の世帯は、大半の方は自家用車で健診に行かれているのが現状では

ないかなと思います。

仮に交付する場合でも、同様に自家用車を所有していない世帯に限定する必要があり、健診や出産時だけの使用制限を付加しても、日常的な買い物等に使用されていても確認はできません。

よって、実施に当たっては実施項目の目的からかなり乖離する可能性があり、今後十分検討する必要があると考えます。

次に、4点目のおむつ券、ミルク券の配付などは可能かというお尋ねでございますが、若者の定住促進と少子化対策におきまして、おむつやミルクの無料引きかえ券の配付による子育て世代への経済的支援という手法でもって、少子化に歯どめがかかる効果が得られるものなのか検討しなければならないというふうに考えております。

今後産みやすい、育てやすい環境づくりの整備を行う中で、このような配付事業もあわせて効果的に取り組むべきではないかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 そうですね、タクシー券に関しては、やはり車のない世帯ですとか、そういったところにかかってくるのかなというふうに思うんですけれども。

4番の無料券に関しては、実際に熊本県のほうの自治体でやってらっしゃるということを確認しているんですが、そちらのほうとかは御存じでしょうか。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） いえ、申しわけないです、存じ上げません。

○議長（橋本恭子） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 効果についてはどうかまでは確認とれていないので、またそちらのほうとかは研究していただければなというふうに思います。

それで、またちょっと違う角度でということなんですけれども、やはり太子町で子育てをしたいですとか、子供を産みたいって

思っていた中で、太子町で子供を育てたいと思ってもらえることが、やはり子育て世代に対する定住促進に効果的だと思われます。先ほど教育長も「住んでみたい、住んでよかった太子町」というふうに言われてましたけれども、そこでの価値として、やはり教育環境が充実している——簡単に言いますと、子供たちが安心してしっかりと勉強ができる環境が整っていることが大きいのではないかと考えられます。そういうふうに価値を持たせることで定住につながってくるのかなというふうに考えて、価値に重点を置くと、どこにどのように予算をかけるのかが重要になってくると思います。

他市町でやっています、例えば給食費の無料化などができればよいとは思いますが、太子町の財政状況と、またこの太子町での子供の数を考えると、予算が大きくなることはもう実際に検証済みであり難しいと思うことで、それが太子町における価値となるのか、また太子町において教育環境の充実と言えるのか等疑問が残るところでもあります。

しかし、平成24年度の決算ベースで類似団体と比較すると、子供が多く若い町と言われているのに対して教育費が少ないことも見受けられます。

そこで、太子町の小学校や中学校は勉強のサポート体制が充実している、教育に力を入れている町という価値により、子供を太子町の小学校、中学校に通わせたいから太子町に住むという形をつくるべきではないのかというふうに考えます。

定住支援策において、教育に価値を見出させる。もちろん子供たちと接するのは人である。予算をかけるのであれば、何かを無料にするより人に予算をつけたほうがよいのではないかと考えられます。

具体的には、わからないことを授業中にクリアにできる環境をつくるのが重要であることから、現状行っており、評判のよい施策である、小学校に配置している指導補助員をさらに加配するか、幅を広げるべきだと思う

んですけども、それはいかがか。

また、指導補助員が予算の兼ね合いもありますので難しいと考えるのであれば、今ある特別支援ボランティアとは別で、有資格者などによる学習支援ボランティアを集める仕組みづくりを行政主導で行ってみてはどうかと考えるのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。教育環境を整えることにより、子を持つ親にとっては、その場に定住し、子供をその学校にやるというのは、それは本当の親の願いだと思います。

しかし、教育というものはわからないことがわかる、できないことができる、また間違いを間違いとわかるように、それを育てることによって、私たちは社会に出て自立する人をつくるのが本来の目的でございます。

今、中薮議員がおっしゃるとおり、そういう面ではほとんどの子供たちが学力をつけ、そして静かに学習できる環境が整っておりますが、今出ましたように財政的なものもございまして。これから秋にかけてのそういう面でのヒアリング等々がございまして、さらなるそういう学習環境に向けての要望というものを説明していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 やはりよい教育環境をつくることで、小学校に上がる段階、また中学校で子供を育てる段階で家を買われたりとか建てられたりする方って多いと思いますので、そういった方にPR、先の議員のほうからもありましたが、「教育を推進している町」という形での定住促進につなげていければいいなというふうに思っております。

また、監査の中にもありましたが、スクールカウンセラー等が充実しているということで、やはり人ですとか、子供たちと実際に接する人っていうところを充実することがしっかりとサポート体制につながっていくの

かなというふうに思うんですけども、その「子供たちと人」という中で、そこに定住促進というのを進めていってもらえればと思うんですけども、そこはいかがお考えでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 定住ということを考えるならば、それは今おっしゃるとおりだと思いますが、もう少し教育というのはそういう局地的なもので考えるんじゃなくて、この請願に出てましたように、小泉内閣のときに義務教育国庫負担金が「2分の1」から「3分の1」へと、地方へ負担が———そうやね、「2分の1」から「3分の2」負担ですかね、ちょっと、どうやったかな。

（清原良典議員「そんないらんこと言わんでええがな」の声あり）

そやね。

○議長（橋本恭子） 3分の1やね。

○教育長（寺田寛文） そうやね。負担がかかって、地方への負担が多くなることによって教育が公平に受けられないという、例えば沖縄と兵庫県が公平に受けられなければ、その人口移動が兵庫県へ来るのは当然でございます。今までの日本の施策としまして、どの県におっても公平に教育を受けれるから、そのようにして今人口比率が上がったんじゃないかなと思います。そう考えてみましたら、少子化対策というのは、これは一町で考えるんじゃなくて、大きく国の施策として取り組んでいくことによって全体の少子化対策ができて上がるんじゃないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 副町長。

○副町長（八幡儀則） 中薮議員がおっしゃったことについても、私どもも非常にいいと思いますか、ただ1点、給食費については、私個人的には給食費、自分の子供、自分の孫については、やはり自分が負担すべきだというような考え方もございます。

ただ、定住促進と少子化対策という、その

質問要旨の中でおっしゃる中で定住促進する一つの方法として、「教育するなら太子町」と言われるぐらい教育レベルが上がり、また「教育環境がよい町を目指す」という意味では議員がおっしゃるとおりでございますので、そういった町を目指していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 僕が言いたいことは副町長には伝わっているようなので、これで質問のほうを終わらせていただきたいと思います。

○議長（橋本恭子） 以上で中薮清志議員の一般質問は終わりました。

次に、福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 失礼いたします。5番福井輝昭、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

予想される太子町の人口減について。

日本の人口減についての新聞記事に、民間有識者組織「日本創成会議」の推計で、大都市圏への人口移動が続くとした仮定で、2040年時点で全国1,800の市町村別の人口を試算。子供を産む中心世代の20から39歳の若年女性人口が半分以下に減る896市町村で人口急減が起きるとし、自治体消滅の可能性もあるとあった。

また、国際社会人口問題研究所など調べで、2060年には日本の総人口は9,000万人を割り、また生産年齢人口、括弧——申しわけないです、この括弧の中の「14」という数字は「15」に訂正をお願いいたします——（15～64歳）は、ピーク時の半分ぐらいに表示されたグラフが掲載されております。

2040年、2060年って遠い話ではありません。早急に対策が講じられなければなりません。太子町の人口は3万4,000人を維持しているが、今後の日本の人口動向に沿えば、人口減少が訪れてくる。太子町だけではない、全国の市町村が抱える問題でもあります。

以下にお伺いいたします。

(1)自治体の人口と活力は相関しておりま

す。全国には規模が違うが、1人の女性が生涯に産む子供の平均的な数を示す合計特殊出生率が全国平均を大きく上回る自治体があります。太子町の合計特殊出生率はどのくらいで推移しているのか、また今後の予測はどうか。太子町として出生率増加のためにどのような施策をしているか。

(2)予想される太子町の人口減の対策として、その鍵となるのが子供を産む中心世代である20から39歳の女性人口の増加であると考えられるかどうか。また、施策はあるか。

(3)人口減対策として、太子町外からの流入促進も有効であると考えます。近隣の自治体では、マスメディア、アンテナショップ等能動的な形態で市のアピールを展開している自治体がある。太子町の考えはどうか。

(4)近年、結婚しない若者が増えている。その背景には、雇用の不安定化、男女交際の機会が少ないなどが上げられると思うが、太子町として対策または施策はあるか。

先ほど来から同じような質問が各議員より出されております。そこで、重複しない限りにおいて御答弁いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） まず、1点目でございます。

御質問の合計特殊出生率は、分母の人口数を出産可能年齢、15歳から49歳の女性に限定し、各年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が生涯何人の子供を産むかの推計をしたものでありまして、市町別合計特殊出生率は国勢調査のデータを使用して、5年に1度発表がございまして、直近では、平成22年が1.79で、県平均1.41、全国平均1.39を大きく上回っており、豊岡市、加美町に次いで、県内では3番目に高い値となっております。

ところが、さかのぼりますと、昭和60年1.70でございまして、県平均が1.75、全国平均が1.76と、県、全国とも平均を下回っておりました。その後につきましては、平成2年が1.63、平成7年が1.51、平成12年が1.57、

平成17年1.50でございました。

平成2年以降は0.1から0.25に、県、全国平均ともやや上回っておりましたが、平成22年は突出しており、一過性の可能性もあります。今後は当面の間、県、全国平均を上回る状況で推移していくものと考えております。

次に、2番目の出生率増加のためのどのような施策をしているかの御質問でございますが、出生率増加には、まず産みやすい、育てやすい環境づくりが重要と考えております。現在、私どもで実施しております施策といたしまして、妊婦の健康診査費の補助事業、またママスクール、パパスクール、また未熟児養育医療、そしてまちの保健室、離乳食教室、親子食育教室を実施しております。また、県事業でございますが、不妊治療費の助成事業などもございます。

次に、2番目、20歳から39歳の女性人口の増加についてでございます。

近年出生率が増加傾向にあり、少子化に歯どめがかかるのではという意見がございます。しかしながら、今後全国的には若年の女性数が急速に減少するため、出生率が少々上昇しても出生数自体は減少し続けると言われており、御指摘のとおり人口減少の鍵は20歳から39歳の女性人口であると考えております。

こうした中、2040年の20歳から39歳の女性人口を推計し、2010年と30年間比較した若年女性人口変化率では、本町はマイナス20%で、県内では減少率が一番低い予測が出されております。今後も、緩やかには減少していくものというふうに考えております。

今後、女性人口を増加させる施策といたしましては、先ほどお答えしたような産みやすい、育てやすい環境づくりの整備を行い、住んでみたいまちづくりを目指しながら、あわせて中・長期的な雇用対策を含む取り組みが必要ではないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） 3番目の人口減対策としてのマスメディア、アンテナショップ等のことについて、太子町の考えを申し上げさせていただきます。

現在、消費者は地域ブランドへの関心が高く、自治体による地域ブランドの推奨も活発に行われ、特に東京にありますアンテナショップは32都道府県、37店舗が出店しております。

しかし、アンテナショップを独自で開設するには莫大な費用がかかる上、経営も簡単ではなく、自治体が出店費用の一部を負担しているケースが多く、またアンテナショップブームで安易に設立してしまうと、設立目的が曖昧で売り上げも伸びないまま赤字経営に陥るため、マーケティングは不可欠であります。

宍粟市が平成26年4月に姫路市のみゆき通りに出店した際には、経費として600万円計上しており、大河ドラマブームや姫路城の平成の大修理で大勢の観光客が見込まれ、市場として十分魅力的であったということや、大河ドラマ「軍師官兵衛」ゆかりの地として観光に力を入れることで宍粟市を全国にPRし、宍粟市に観光客を呼び込もうとする狙いがあったと聞いております。

太子町としましては、現在のところ独自のアンテナショップを設立するのではなく、平成25年3月に設置された、神戸市にある西播磨ふるさと特産館に町内の業者や団体が独自の判断で商品を置いているほか、太子町観光協会と連携し、町の観光PR事業を実施している状況であります。

また、現在平成25年度より開催している定期的な太子町長記者会見やサンテレビの西はりまサタデー9での年2回の太子町特集、ケーブルテレビへの情報提供などにより、太子町の話題を町内外へ発信しているところでございますが、今後は内容をさらに充実させるとともに、来年度は新庁舎とあわせて、太子町の新しい顔として町のホームページをより

見やすく親しみやすくリニューアルすることで、暮らしやすく活気あふれる若い町である太子町の魅力を積極的にPRしてまいりたいと考えております。

続きまして、4番目の結婚しない若者が増えているということで、雇用については県民局を中心とした西播磨地域人材確保協議会があり、将来的にも著しい人口減少が見込まれる西播磨地域において、地域定着やUターン促進により人材を確保し、地域の活性化を図るために経済団体、自治会、市町、ハローワーク、西播磨県民局等の連携のもと、求人、求職機会の拡大を図っている現状です。平成25年度には就職面接会、事業所説明会が14回開催され、544の事業所が参加しており、求人数1,163人に対し3,346人が参加し、146人の内定が決められています。約13%の内定率ではありますが、最近の傾向は、既に内定をもらっている学生も多く参加していると聞いております。今後も雇用の安定を図るため、県と連携し、住民に対し、広報やホームページで積極的に情報提供していきたいと考えています。

また、雇用環境の充実施策として、新たな市町間の広域連携の仕組みである地方中枢拠点都市との連携事業について、姫路市との協議を進めるなど圏域の活性化とともに、新たな雇用の創出にも取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、女性が出産、子育てによる就業中断後速やかに職場復帰や再就職ができるよう、第3次太子町男女共同参画プランに基づき、女性が就業を継続できる職場環境づくりや女性の再就職やキャリアアップに対する支援を展開してまいります。

男女の出会い交流の場として兵庫県では少子化の大きな要因とされる晩婚化、未婚化への対策として、社会全体で結婚を応援するため「ひょうご出会いサポートセンター」を設立し、その中の事業として「ひょうご縁結びプロジェクト」を実施し、平成25年度までの実績として会員数5,321人、累計成婚数は

283組となりました。平成25年度1年間の実績は、成婚数は133組、西播磨地域では10組の成婚数となりました。町におきましても開催されるイベント等のPRに努め、出会い、交流の場を提供したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 非常に丁寧な説明で、内容も非常に深かった。本当に私も改めて勉強する部分がありました。

質問させていただきますが、私の大見出しでございますが、予想される太子町の人口減、これそのものについて少しお尋ねしたいなと思っています。

この月別人口動向が毎月広報「たいし」で示されております、1日付です。私の手元の資料として2007年4月1日から現在2014年8月1日までの広報「たいし」を持っておりますので、その資料に基づいて、ひとつずつと私なりにどのように状況が変化しているのか考えてみました。

そうした中で、直近の一番のピーク、これが2013年3月1日現在の3万4,720人という数字がございます。この3月1日から現在までにかけて211人減になっておりまして、現在が3万4,509人という数字です。これ、この辺が少し私も数字見ていきまして、特徴的なことが1つございます。この2013年3月1日のピーク、これを境にして今申し上げました現在までと、それからさかのぼること2011年9月1日、この太子町の人口が3万4,509人。3万4,509人と現在の――違う違う、申しわけないです。幾らでしたか、ちょっと済みません。

済みません。2011年9月1日で3万4,503人でございます。3万4,509人と3万4,503人、本当に6人の違い。それもそのピーク時からこちらへが17カ月。そのピーク時からさかのぼること、2011年9月の人口までが18カ月、本当に月数も似てるんです。ということは、きれいな波を打って、頂上のほう

で何カ月かあるんですけど、その中でびよっと伸びてるのが3万4,720人です。ずっとならだかに同じような形で山形になった形で、妙なんです、これが。不思議な感じ、特徴的な。ここでグラフお見せできればいいんですが、そういうことはちょっと今できませんので。非常にこれ来ているわけなんです。

この減少している中で、ピークから2014年8月まで17カ月あるんですけども、その中の9カ月の中で、1回だけがプラス3なんです。あと全部ずっとマイナスの状態に来ていて、今まで。非常にこれを見てみますと、それとあわせまして、日本の人口が2011年より連続して減少しているという。こうしたことを合わせてみますと、太子町の人口っていうのは、これはもう私見ですが減少期に入っている、私はそのように——あくまでもこれ私見ですが——そのようにも考えておるんですけども、毎月統計を出されている太子町としては、これをどうごらんになられますか、ちょっとそれだけお聞かせいただきたいなと思います。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 人口の減少については、全国的にももう既に減少状態に入っていますので、太子町においても減少期に入っていることは、もう間違いない事実でございます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 私のほうから人口動態の中でも、特に社会的要因の増減ではなくて、もう自然増減というところでちょっとお答えさせていただきますと、やはり出生数と死亡数、この差が当然自然増として上がってくるわけでございますが、今、年によって若干変化があると議員さんおっしゃいましたが、これは出生数のほうでも読み取れる状況でございます。やはり年によってうるう年とか、いろんな状況によって出生数が多い年と少ない年がございます。当然これが自然増減のかなり大きな要因となっているものじゃないかなというふうにとちょっと感じておりま

す。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 今の考え方としては、総務部長が言われたように恐らくそうだろうと思います。そういうような中で、じゃあどうしたらそういうふうな出生率の増加っていうことを考えられるかということになるわけですけども、その前に出生率が減少しているという。このことについて大きな弊害というのは、先ほどの服部議員の答弁でもありました。当然少子化になってくるということで、生産年齢の人口、今も申し上げましたが人口は少なくなってくるという、そうしたら当然日本の経済力も弱くなってくる。当然地方においては税収面で減ってくれば、どうしても社会保障制度について影響が出てくると、いろんな活力が低下してくる、これはもう誰しももう認めるところなんです。

しかし、そういうようなことも言っておられないということで、とにかく出生率の増加っていうことで、これは早急に取り組みないといけない。当然全国平均っていうのはありますけども、これも実際言えば大都市部のほうが非常に出生率が低いという、それもかぶさっての数字だと、そういうふう理解しておるわけですが、何とかして太子町としても出生率の向上に力を入れていただきたいなと思っております。

また、今お話しいただきましたですが、子供を産む中心世代である20歳から39歳の女性人口ですが、これ太子町において現在何名っていうことはわかりますか。

○議長（橋本恭子） ちょっとわかります。

総務部長。

○総務部長（堀 恭一） ちょっと平成22年の資料でしかないんですけど、そのときの人口は9,605人でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 ありがとうございます。

今、人口推計のことで2010年と2040年の比較において、20から39歳の若年女性の推計が

今、生活福祉部長だったかな、20から39歳までのでしたか、今言われましたが、生活福祉部長……。どちら、経済……。そう言いましたね。その推計の中で、これも新聞に出ておりました。その推計が出されて一例がありました。

ある市と村ですか、非常に全国的には規模としては、人口的には太子町よりも少ない規模の自治体ですけれども。今現在2010年と2040年比較したときに、マイナスのパーセンテージが、片方はもうプラスなんです。2010年、2040年はプラスに転じている。ところが、もう一つのほうはマイナスでも1桁台だという、非常に安定して推移しているというふうな推計をされているという、そういったところもある。

じゃあ、それはなぜかといえば、やっぱり非常に自治体の努力、その自治体の長がおっしゃるには、それはもう何もそれは特別なものは何もない、地道に努力することと同時にもう財政の安定化、そういったことが、新聞には書いてありました。

そういったことも踏まえて、今マイナス20%ですか、言われました、2040年。これを何とかして上げていただきたい、数字を。限りなくプラスに持って行っていただきたい。これは太子町の活力にとってとっても大切なことです。当然もう出生率に反映していきますので、よろしくお願いいたしたいなと思っております。

それと、先ほど経済建設部長のほうから太子町のPRについてもお答えいただきました、いろんなことで。アンテナショップについては、私は承知しております。神戸のほうも私行かせていただきました。太子町の産物であるイチジクジャムとか、そういったことも、これ評判どうですかと聞きました。売れますよというような評判、そういったこともありました。非常に結構なことです。

先ほど来からも議員のほうから、相生市さんのマスメディアを通じての市長の話も出ました。当然新聞にもある一定期間集中して、

相生市さんはアピールをされております。これ、私本当にいいことだと思うんです。直接に市民なり町民なりに訴えていく、いい手段かなと思うんです。これはもう何も外部だけやないんです。これはその市民が、いや、私も相生市を本当に外へ向かって宣伝してくれる、言ってくれる、これはうれしいなって誇りに思うんじゃないんですか、その市民は。

だから、太子町も同じようにしていただくと。もしされたら、太子町もいっぱい言ってくれてありがたいなって、私はあんなして宣伝している太子町の間人なんだよって、自分が思うようになると。それはそれで私は物すごく求心力になると思うんやね。それ自体も太子町の活性化と、そして外から呼び込む、そういう力が生まれるかなっていう、私の私見なんですけど、そういうふう思うんで、もしできれば、ホームページも当然大事かもわかりませんが、どうしてもそれは能動的やないです。能動的というのは、やっぱりメディアで、例えば町長の顔が出るとか、一言、二言でも出るとかというのも、これは一つの案ですけども、それもいいかなとは思っております。それはまたお考えいただけらなと思っております。

それと、今の中核拠点都市構想ですけども、どうしても人口流出が大都市圏へ、もう一方的になっているような現状を食いとめる、そして雇用の確保、そういった場で、今言われたように地方中核拠点としての構想を打ち出しているわけでございますが、これはこれからのことなんですけども、改めて伺いますが、総務部長、改めて伺います。あっ、経済建設部だったかな、総務部長、経済……。

○議長（橋本恭子） 経済建設部長。

（経済建設部長堂本正広「内容によっては」の声あり）

○福井輝昭議員 この中核拠点、これからの話なんですけど、実効性っていうんか、評価ですか、実際に人口流出の歯どめ、雇用の確保、対策、改めてお聞きしますが、どうでしょう。

○議長（橋本恭子） 済みません。答弁の中に地方中枢拠点都市のことが出ましたが、余り通告には出てませんでしたけれど、答弁いただくわけですか。

（福井輝昭議員「もしいただけたら」の声あり）

大丈夫ですか。

総務部長。

○総務部長（堀 恭一） ちょっと答弁の前に、先ほどちょっと20歳から39歳の人口を私のほうで9,605人と言いましたけど、これ男女合計の数でしたので、ちょっと訂正だけお願いしたいと思います。

（福井輝昭議員「あっ、ちょっと。はい、わかりました」の声あり）

女性だけの人口では4,465人でございますので、ちょっと訂正だけお願いしたいと思います。

御質問の地方中枢拠点都市については、今現在、それぞれ作業部会等でいろんな内容を詰めている段階でございます。まだ具体的にはどのような施策が展開されるかというのは、まだ不透明な部分ございますので、今ここでどのような施策が今後展開されるかというのは、なかなか御答弁ができていく状態でございます。

ただ、雇用の回復というのは、人口減に対しての一番大きな必要事項じゃないかなとっています。それについては今後とも活力ある圏域を目指して、姫路市を中心に協議していきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 わかりました。

それから、あと婚活事業っていうことで、今経済建設部長のほうからも本当に説明がありました。

1つ、例えば太子町独自でそういったことは難しいでしょうか。ひとつ、お答えをしていただきたい。

○議長（橋本恭子） ちょっと休憩します。

（休憩 午後3時03分）

（再開 午後3時04分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

経済建設部長。

○経済建設部長（堂本正広） ひょうご縁結びプロジェクトというのが兵庫県で実施されているんですけども、当然太子町としても男女の出会いといいますか、そういった場を設けるのはやぶさかではないというふうには考えております。町自身ですでできるかどうかわかりませんが、例えば商工会であるとか社協とか、そういったところを使いまして、また検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 福井輝昭議員。

○福井輝昭議員 そうですね、商工会さんも力は入れておるとお思いますので、そういうところはよろしくお願ひいたします。

それと、先ほどの出生率のことなんですけれども、こういう人口減少が続いていく中で、政府が2060年の時点で1億人の人口を維持しようということを目指しているようなことが新聞にも載っております。そのためには、2030年までに合計特殊出生率を2.07まで上げるというふうな非常に高い目標が設定されている。本当に太子町としてもそういったところの数字をにらんで、どうして出生率を上げていくのか。これは、本当にこれから太子町にとっての大きな課題となりますので、あわせてよろしくお願ひいたします。

言い忘れたことが多々あるように思うんですが、長くなったらいけません。これで私の質問とさせていただきます。今後ともそういったことで、太子町の活力のためによろしくお願ひいたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（橋本恭子） 以上で福井輝昭議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後3時06分）

（再開 午後3時19分）

○議長（橋本恭子） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行します。

次に、森田眞一議員。

○森田眞一議員 6番森田眞一、質問させていただきます。今回は2点の質問をお願いいたします。

まず第1点目ですけれども、お願いがございます。答弁は、理解をさせていただきたいと思っておりますので、できるだけゆっくりとお願いをしたいと思います。もちろん質問につきましても、御理解いただけるようにゆっくりとさせていただきます。

それでは1点目、町有施設の維持管理についてであります。

当町では、これまで多くの施設を整備してきましたが、これらの中には建設あるいは設置されてからかなりの年数を経るものも多くなってきております。そのため、修繕を必要とする箇所も多くなり、経費がかさんだり関心が薄くなったりして、手入れが後回しにされているのではないかとと思われるものがあります。

例えば町民体育館の外部手すり等のさび、あるいは太子山公園にある民俗資料館の屋根が傷み、カヤを押さえる竹が露出しております。また、機関車D51は、塗料の剥離が目立ち始めております。また、幹線道路の縁石付近のアスファルトの波打ちが多く見られ、単車や自転車での通行、あるいは雨の日の水はねにより、歩行に支障を来しているところも見受けられます。

これらを含めた公共施設は、町民の貴重な財産であり、効果的な活用と同時に、安全で適正な管理が求められます。これからは、人口の減少が予想されますし、厳しい財政状況は続くものと考えられる中で、町有施設等は「新しくつくること」から「賢く使うこと」へ重点を置く時代だというふうに思います。

小まめな点検と早期の手当ては、施設の長寿命化を図り、将来の財政負担の軽減と利用者の安全につながるものであります。大規模

な橋りょうや大型施設などの改修等は計画的に実施されることはもちろんであります、既存の改修計画にない小規模な施設等においても総点検を実施し、当初予算に計上していないものであっても、早い手当てがよいと思われるものは速やかに財政的措置を講じられて、素早く対処されるべきだと考えます。このようなことも含めて、町有施設の維持管理についての方針を伺います。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） それでは、御答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、国においてインフラの老朽化が急速に進展する中、「新しくつくること」から「賢く使うこと」への重点化が課題であるとの認識のもと、平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画が作成されたところでございます。

各地方公共団体におきましては、こうした国の動きと歩調を合わせ、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減、平準化をするとともに、公共施設等の適切な配置を実現することが必要であり、そのための計画策定への取り組みを行うよう、通知があったところでございます。

本町では、従前より第5次総合計画実施計画に各老朽化対策を盛り込み、施設の維持管理、老朽化対策を進めているところではございますが、抜本的な改修については多大な財政負担を伴いますので、事業実施については実施年度に偏りがないう、財政的負担も考慮して実施していきたいと考えております。

また、御指摘の総合計画実施計画にない小規模なもの、当初予算に計上していないものであっても、安心・安全を脅かすようなものについては、当初予算の範囲内で対応できるものであればその予算で、またそれ以外のものであっては補正予算で対応していきたいと考えております。

いずれにいたしましても、最少の経費で最

大の効果を得ることが我々行政に課せられた責務でございますので、今後の町有施設の維持管理につきましては賢く使うことを念頭に置き、長寿命化が図れるよう実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 26年4月だったと思いますけれども、総務大臣の通知で公共施設等総合管理計画の策定要請がなされているということは承知しております。今総務部長から御答弁いただいたとおりであると理解しております。そこで、それに基づいて今後管理計画等が策定されていくんだろうというふうに思います。

が、この中で、今私が申しましたような小規模なものは、恐らく抜けていくだろうというふうに考えられます。そこで、今総務部長は、補正予算でも対応してそういうものに措置していきたいというふうな答弁をいただいたわけですが、私議員にならせていただいている中で、前にも少し触れさせていただいたことがあるかと思いますが、行政改革によって経費の節減ということが非常に強く意識され、職員間においても修理や補修が当然必要であるというふうに認識しながら、なかなか修繕費等の予算措置を計上していないというようなことが見受けられるのではないかなという感じがいたしております。

それと、自治会等の安全に対するそういう修繕とか、例えば側溝の修繕とか、そういうものにつきましても当初予算に修繕費が上がっていないと、来年度の当初予算まで措置を待ってほしいとか、それから検討させてほしいとかというふうなことで、例えば当年度の5月にそういう要望を上げましても、翌年度当初予算で対処されたとしても、実際工事、修繕されていくのは翌年度の秋以降というような状況になっているのではないかなというふうに思ったりもいたします。ですので、本当

に町民の生活に身近な小さなそういう修繕とか改修であっても、早急に必要と思われる、また安全上必要と思われるものは、補正予算を組んでいただくなどして対応していただきたいというふうに思うんですけれども、その考え方についてはどうでしょうか。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 特に安全・安心を脅かすようなものにつきましては、例えば補正予算も間に合わないというようなことであれば、予備費等が今現在2,000万円の予算計上をさせていただいておりますので、その中でも対応していきたいというふうに考え、今行財政運営を図っているところでございます。

なお、いろんな修繕がございますけれども、それぞれ優先度等を十分考慮させていただいて、当初予算では十分な査定をさせていただいております。そうした中で、どうしても修繕が後回しになっているという部分もあるかと思いますが、それは全体の総予算の中での優先順位ということでございますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（橋本恭子） 森田眞一議員。

○森田眞一議員 できるだけそういうふうに予備費を使ってでも、安全に関するものにつきましては早い措置をお願いしたいというふうに思います。

次、2点目でございます。大津茂川の未整備区間の改修についてであります。

大津茂川は、斑鳩、龍田及び太田地区の大半の雨水排水を受けている重要な河川であります。近年の雨の降り方、あるいは流域の宅地化などの変化によりまして大雨のときは水かさが一気に増し、あふれるのではないかなという状態がたびたび起こっております。

このような状況にあるにもかかわらず、新幹線大津茂川橋りょう下流側右岸約400メートルにわたって未整備の状態、川を堆積物や樹木が覆ってスムーズな水の流れを阻んでおります。町域のすぐ下流がこれでは、上流

地域で水があふれる可能性がより高くなりますし、上流であふれますと、当然下流域、姫路市にも及んでいくと思いますけれども、被害が広がってまいります。

このような状況であるのに、なぜ放置されたままなのか。また、町は管理者に対して浚渫や山側の際等の改修等を求めないのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（橋本恭子）** 経済建設部長。

**○経済建設部長（堂本正広）** 大津茂川の新幹線橋りょう下流側右岸につきましては、整備放置されているのではなく、檀特山の裾野に当たる自然護岸であります。周辺は比較的直線的な護岸で、侵食等による護岸破壊のおそれや家屋や田園等への2次被害の可能性も少ないと予測されます。

しかしながら、自然護岸のため、流木や堆積物等がたまりやすく、水の流れが阻害される状況も確認をしております。もし、本箇所の護岸整備を行うには、隣接地権者の協力や市町界の事業協議等も必要になってまいります。

今後は、龍野土木事務所の河川砂防課と河川維持等の整備方針につきまして協議を行い、対応について考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（橋本恭子）** 森田眞一議員。

**○森田眞一議員** もちろん右岸側は山でございますので、あれから山を越して水があふれるというようなことは考えられない。だから、護岸整備は云々だろうということだろうとは思いますが。

でも、ごらんいただいたかもわかりませんが、あの状況は異常であります。太子町の市街化、町で、町——たくさんの家が建ってる地域を抜けて、あの400メートルほどが山の部分、そしてその下ははや姫路市の住宅街であります。だから、あれは山の中を流れてる川じゃない。当然町の中を流れてる川というふうに考えなならないと思います。

そういう意味では、自然護岸であるから

云々と、整備があればいいんだというようなことは決してないと。あれがスムーズな——新幹線の橋りょうから上、川島側は20メートルのほどの川幅にきちっと整備されております。あれを越したら、水の流れてくるのは10メートルもあらへん。この間確認したら7メートルほどしかありません。

実際この10日に割と強い雨が降ったわけですが、あそこを歩いてみました、雨の降っているときに。本当に、水かさは確かに土砂やなんかたまって上を水は流れてまいります。でも、今の雨の降りようというのは、流量だけ確保したらいいっていうようなもんじゃない。いつきに降るんです。だから、瞬時にすうっと流れていくようなスムーズな流れ方をしないと、どうしても上の地区はつかえてくる。そういう意味では、護岸といって山側の面をコンクリートにせえとかなんとかというんじゃない、少なくとも山際まではきちっと浚渫をして、スムーズに水が流れるようにしてもらわないことには、流域、あるいは上のほうに住んでる町民としては到底理解できない状況ではないかというふうに思います。

今、これから関係者と話し合っただけなんだというふうに答弁をいただいたわけですが、ぜひ早急な対処をお願いしたいというふうに思います。

これで質問を終わります。ありがとうございました。

**○議長（橋本恭子）** 以上で森田眞一議員の一般質問は終わりました。

次に、井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 失礼します。13番、公明党、井村淳子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

先ほどの森田議員同様、わかりやすい、ゆっくりの答弁をお願いいたします。

まず、1番目でございますが、小・中学校の学校図書館の整備についてであります。

子供たちにとって最も身近に本に触れ、読書ができる場が学校図書館です。調べ学習に

利用されるだけでなく、子供の人間性を育て、社会性を養う上でも重要な役割を果たすのが本で、豊富な蔵書は欠かせません。

太子町の25年3月末の小・中学校の蔵書数は、文部科学省が示す図書標準冊数に比べ、小学校は平均約74.3%、中学校は約69.9%となっております。文部科学省より、平成24年度から学校図書館の地方財政措置について、今後5カ年の整備計画が発表されております。それによると、学校図書館図書標準の達成を目指し、1,000億円の地方財政措置が講じられ、地方交付税の交付額を算定する際の基礎となる基準財政需要額の中に所要額が算入されることとなり、また学校図書館への新聞配備のため約75億円、学校図書館担当職員、いわゆる学校司書の配置のため約150億円の財政措置がとられることになったとあります。

そこで、質問をいたします。

1、交付税措置をされている学校図書館整備費ですが、太子町の算定額について、平成25年、26年についてお答えをください。

2番、太子町の学校図書購入の予算額につきましても、平成25年と26年度についてお示しください。

3、学校図書購入費について、予算額が2番で出ますが、それぞれ各小・中学校の内訳をお願いいたします。これも平成25年と26年の2カ年の答弁をお願いいたします。

4番、文部科学省の5カ年計画の趣旨は、今後5年間で——24年から始まっておりますが——各学校の図書標準蔵書数をクリアするための措置でございます。現状の各小・中学校の蔵書数と充足率をお願いいたします。

また、今後充足率を上げるための対策についてもお答えください。

それから5番、太田小学校、太子西中学校の充足率は毎年悪いままでありますが、その対策についてお答えください。

それから6番、各小・中学校におきまして新聞を活用した学習は行われているのか。

7番、学校図書館法が改正をされ、自治体

が学校の図書館に専任の学校司書を置くように努めなければならないと明文化されました。以前から、学校には司書教諭を置くことが法律で定められておりますが、専任ではありません。一定の講習を受けた先生が学校に1人いればいいということになっております。

太子町では、12学級以上の学校には、司書教諭が全て配置をされております。クラス担任等を持っておられたりするので、通常の業務だけでもかなりの忙しさの中、時間をこじあけて図書館の運営、整備をされておりました。

文部科学省からは、学校図書館担当職員、いわゆる学校司書の配置のための予算も交付税として算入をされておりますが、これにつきましての当局の考え方をお聞きします。

以上、7点についてお答えください。よろしくお祈りいたします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 失礼します。ただいま7点の御質問がございますので、1点ずつお答えをさせていただきます。

まず最初、1番目の交付税措置の関係でございますが、平成25年度につきましては555万4,600円、26年度につきましては465万3,968円でございます。

2番目の学校図書の購入の予算額でございますが、平成25年度は171万5,000円、26年度は190万円でございます。

3番目のそれぞれの小・中学校の内訳でございますが、龍田小学校は両年とも17万9,000円、斑鳩小学校は24万1,000円、太田小学校は35万1,000円、石海小学校は27万9,000円です。

中学校につきましては、西中学校は25年度32万9,000円、26年度は30万2,000円、東中学校におきましては25年度が33万6,000円、26年度が54万8,000円でございます。

4番目の充足率でございますが、蔵書数及び充足率につきましては、龍田小学校は7,378冊で122.2%、斑鳩小学校は7,543冊で

71.4%、太田小学校は8,128冊で59.8%、石海小学校は6,288冊で53.5%、小学校全体の充足率は69.9%です。ただいま井村議員がおっしゃられました基準日が1年ほど違いますので、平成26年3月31日時点の充足率でお答えをさせていただいております。

中学校では、西中学校は1万2,878冊で98.2%、東中学校では6,317冊で44.4%、中学校全体の充足率は70.2%でございます。

充足率を上げる対策でございますが、必要な図書を購入するための予算はできるだけ多く確保していくことと、現存する図書を丁寧に扱い、図書の寿命を伸ばすことだと考えております。

次、5番目でございますが、まず充足率とは文科省が示した学校図書館に整備すべき蔵書の標準に対する割合のことでございまして、それは学級数と蔵書冊数との組み合わせで求められるものでございます。

御指摘のとおり、各校の充足率でございますが、先ほどもお答えしたとおり、太田小学校におきましては59.8%、西中学校におきましては98.2%で100%には達しておりませんので、その他の小・中学校におきましても、龍田小学校を除いては同様の結果となっております。

その要因としましては、学級数や廃棄冊数の多い少ない、また有志による図書寄贈の有無もございまして、まずは蔵書冊数を増やすための図書購入費を確保することでございますので、その対策としましては当初予算において十分な予算が確保できるよう、精いっぱい努力してまいりたいと考えます。

次、6番目でございますが、新聞を活用した学習につきましては、国語の授業で文章構成の参考資料としたり、朝の会におけるスピーチの題材を新聞記事から読んだりするなど、各校において工夫をして取り組んでいるところでございます。

最後、7番目でございますが、教員でなく事務職員である学校図書館担当職員、いわゆる学校司書の配置につきましては、当町にお

ける図書室の規模や蔵書冊数等を総合的に考慮して、現段階においては考えておりません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今丁寧に答えていただきましたが、再質問をさせていただきます。

まず、1番の交付税措置をされている学校図書館整備費ですけれども、交付税といたしまして2年間、25年が555万円、26年度は465万円、下の位でずっと言っていたと思いますが、約それぐらい入っているということです。これにつきまして財政課が担当になるのでしょうか。積算根拠についてお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 財政課長。

○財政課長（森川 勝） 図書のほうでございますが、学級数が——クラス数ですね——そちらのほうが基礎となりまして、単価を乗じまして算出することとなっております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 済みません。それと、2番目の太子町の学校図書購入の予算額、それぞれ2年間、約171万円と190万円ということがありますが、これも交付税措置からすると、かなり低い予算額だと考えます。これにつきましても、太子町の予算を立てるときの算定根拠についてお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 総務部長。

○総務部長（堀 恭一） 一応交付税でいろんな標準的な団体の財政の編成の内容等は示されてまいりますけれども、これに基づいて予算編成をするということになりますと、特にその団体によって今必要な費用はどれなのかというようなことについて、予算査定の中で優先順位をつけて編成をしております。

したがって、この当時は図書に上げられる費用が少なくても、それ以外のところで、例えば教育にお金がかかっている場合もございまして、一概に基準財政需要額の算定根拠に基づいて予算編成をするということ

は、どの団体も行っておりません。

ただ、今回そういうふうな形で24年度、25年度、そういうようなことが交付税の中に盛り込まれたというようなこともございまして、今後は図書の充実について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 もちろん地方交付税ですので、自由に使えるお金でございまして。しかしながら、25年以降それぞれ、その前も5年ごとの計画をされてきておりますし、私がこの仕事をさせていただいてから11年半ぐらいたつんですけれども、全然図書の充足率が多いところは多い、少ないところは少ないという、ほとんど数字が変わらないままで、充足率が、数字だけで見ると本当に変動してない。どういうふうな管理をしているのかなってということで、今回いろんな学校を回ってまいりましたが、それは後にさせてもらおうといたしましても、このたび交付税の金額がわかりまして、太子町の予算の金額もわかりました。

これを、やっぱり幾ら自由とはいえ、学校の図書の実情ですね、それを知れば、もっと上げざるを得ない状況にはなってくると私自身考えております。今からずっと質問の中で今まで自分が調べてきたことを発表させていただきますが、また最後にお聞きしたいと思います。

次に、4番目ですけれども、今回5年間で学校図書の標準蔵書数をクリアするための措置であるということをお話しして、それぞれの蔵書数と充足率をお聞きしました。私も今まで、机上の上で蔵書率を充足率として決算委員会とか予算委員会で尋ねてまいりました。余りにもずっと同じような数字で、悪いところは悪いというままでしたので、この夏休み、全部の4小学校と2中学校を訪問し、そして現状を見てまいりましたので、そのことについて、若干調査してきたものを話させていただきます。

まず、充足率の高い龍田小学校では、常に

100%以上がこの学校は続いているわけですが、この図書館を見ますと、昭和50年代の本もあって整理ができていなくて、前任者からの申し送りに、その年に購入したものの、また傷んで廃棄したものを差し引きして蔵書数を出しておられました。

ともかく、本がいっぱい並んであっても、中身も若干見させていただきましたが、社会の関係の本を見ましても歴史の本を見ましても、西ドイツとかソ連とか、そういうふうな言葉が載っている、時代にそぐわない本がたくさんございました。ですから、傷んだ本もありますし、もう昔からの昭和40年代、50年代の本は児童もさわらない、そういう本がたくさんあるということで、この学校は充足率はすごく高くなっているということがわかりました。

それと次に、太子西中学校を見させていただいたときも、あそこは新しく建てかえられたわけですが、そのときにも図書原簿の整理ができていなくて、太子西中では昭和22年以降の図書原簿がありました。かなりぼろぼろで、中身も赤線を引いて整理をされているもののまだあるというふうな、赤線を引っ張ってないものもたくさんありましたが、それを照らし合わせてみると、その本はもうないという現状です。

ですから、本当に充足率が高いところは、古くて読めない本を廃棄していないから充足率が高いんだな、図書が本当に充実はしていないんだなという現状が見えてきました。

そこで、各4小学校、2中学校の学校図書の状況について、今まで充足率をずっと尋ねてきましたけれども、実際に教育委員会として現場を確かめたことはあるのかどうか、それについてお答えをください。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） まことに申しわけございませんが、私自身は各小・中学校の図書の現場の把握はしておりません。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 宗野次長は、まだこの4月以降ですので、当然であるかもしれません。

それでは、教育長さんにおいてはどうでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 図書館へはよく参りますが、その図書館のカードというんですか、原簿と図書のすり合わせということまではやっていませんが、冊数とか、どんな本を買ってるかと、そういうところまでは見ておりますが、冊数等確認はしていません。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 教育委員会はどちらかという事務方になるのかもしれませんが、こういう学校の蔵書の状況について、せめて1回は。私も現場100回まではいきませんが現場を確認することから始めようということで、今回も回らせていただいた次第です。

それと、学校の図書館蔵書情報データベース化、つまりパソコンに入力できるようにバーコード化をしている学校がこのたびありました。それももうほとんど自力でされていたわけですが、石海小学校が、平成25年8月、夏休みに先生方で、本当に夏休みじゅう使って一冊一冊バーコードのシールを張りながら図書を整理したということでした。それと、今回太田小学校でもパソコンの入力、バーコードのラベル張り等も本当に多大な時間と労力が必要であるということから、夏休みにはPTAの方と先生方との協力のもとでバーコードをつける作業をされて、傷んだ本、また古い本の整理ができたとお伺いをいたしました。

ですから、太田小学校と、それから石海小学校については古い本も整理をされて、ほぼ、今言われた蔵書冊数に近い実情のというんか、実態がすぐわかるように整理をされておりました。

それと、先ほども石海小学校は言いましたが、石海小学校におきましてもバーコ

ード化するに当たって、やっぱりお金がかかる、10万円か20万円か、それぐらいかかったんだけれども、PTAからの寄附と合わせて、昨年整理をしたということでした。整理をした年は、図書購入費を削らざるを得なかったということでした。

それと、小学校は、この2校がこの充足率はほぼ正しい数字かなと思います。

太子東中学校に行ってみましたが、24年末の増築によりまして図書館が引越になりましたので、そのときに図書館の担当の先生が、バーコードまではいかないけれどもパソコンに入力をして、古い本を廃棄し、そこから、新しい本とかもすぐに生徒に尋ねられたらわかるような検索ができるようになった。本当に膨大な量を一人でバーコード化を視野に入れながらされたと思います。そこは太子東中学校はバーコード化にはなっておりませんでしたけれども、下準備はできているということでした。

それと、太子西中学校では、今後のバーコード化を視野に入れて、新しく図書館の担当になられた先生が、いつになるかわからないけれども、この平成26年の購入分からバーコードがついた本を買っておりますと、ぜひバーコードの管理ができるようにしたいんですってことを言われておりました。現場を回る中で、先生方が、またPTAの方々がいろいろと知恵を出されながらされていることに、本当に敬意を表したいと思います。

そこでなんですけれども、龍田小学校と斑鳩小学校、太子西中学校は誰も手にとらない古い蔵書を廃棄しておりませんから、蔵書冊数の確認がええかげんであると。それから、児童・生徒が利用しやすい図書館にするためにも、私はバーコード化を、これは足並みをそろえてすべきではないかと思ながら学校を後にしたわけですが、こういう環境整備につきましては、教育委員会としてはどのように考えられますでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 環境整備なんです

が、太田小学校、石海小学校並みのバーコード化、あるいは最低でも東中学校のパソコンでの整理というものは、やはり各小学校、中学校においても整備していくべきものだろうとは思いますが。

ただ、すぐにはそういう状況をつくっていくことは難しいかもしれませんが、限られた予算の中で蔵書を含めて、それぞれ環境整備には努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 ぜひ限られた予算の中ということになりますと、やっぱり財政課もすごい力添えをいただかないとできないことではありますが、しっかりとこの状況を把握していただいて、そこの手当てをお願いしたいと思います。

それと、7番の学校図書館法の改正で、今回学校司書を置くように努めなければならないと明文化されたということで、今回そういうことは考えていないというような形の発言があったかと思えます。

本当に図書予算が555万円と、26年が465万円ですから、蔵書を買うだけでいっぱいいっぱいなのに、新聞やら学校司書をそろえなさいというのは本当に酷な話かなというふうにも思うわけですが、それならば何もお金を使うことばかりではなくって、ほかのところでもしているところではありますが、ボランティアの方々の力をかりるという方法もあると思えます。

学校図書館のボランティア、また学校図書支援員を募集して、学校図書の中で活動をしているというふうないろいろな先進市もございます。お金を使わずに知恵を出してPTAの方、またボランティアの方々の力をかりて、そして今学校図書館は昼休みぐらいしかあいてません。放課後は、生徒が図書館には来れませんので、昼休みだけでもそのボランティアの方を募って蔵書の整理、またこの本がいいよってというような本の案内とかをしていただけるような環境を整えていただけたら

なと思いますが、それにつきましてはどうでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） その点につきましては、司書教諭を中心に、そういうボランティアも含めて考えていきたいというふうに思います。

ただ、それありきということではございませんので、実際にはそういった図書の整理とか、そういうものについては学校とまた協議をしていくわけですが、生徒にお願いするとか、いろんな手当てがございまして、いろんなことを考えながら取り組んでいきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 1点だけ、学校ボランティアの活動内容としてされているところで聞いてきたことですが、1つは児童・生徒が図書館を活用しやすくするために図書の検収、また本の整備、図書の紹介、利用方法の助言を行う。2つ目には、季節や活動に合わせて図書館の整備や掲示に変化をつける。そして、明るく楽しい図書館をつくる。3つ目には、学級や図書館で読み聞かせをする。こういうふうな活動をされているところは、ボランティアの方々のおかげで各学校の図書館がきれいに整理整頓され、図書館に対応する人がいることで子供たちが安心して図書館を利用できるようになったとのことでありましたので、ぜひこうしたお金がかかる学校司書とか専任の司書教諭ではなくって、学校図書館のボランティア等もぜひ検討をしていただきたいので、よろしくお願いをいたします。

それと、この学校図書費の関係で教育長に質問をしたいんですけれども、学校図書館は読書や学びの支援だけではなくて、子供たちが豊かに生きる力を育む場として欠かすことのできない学校の設備だと思います。子供たち一人一人の知りたい気持ちや読みたい気持ちを日常的に刺激して、資料や情報を十分に提供したり、子供たちがいつでも気軽に訪れ

ることができて心のよりどころとなるような学校図書館にしていきたいと思いたしますが、教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 確かに図書というのは、読書というものは子供の心を豊かにして、国語力も読解力も作文力もついてくるものと思っております。学校行事並びに教育課程等々を協議しながら、学校長と話ししながら、その時間帯を見つけて、できるだけ図書館を利用するように促していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでは、教育長の決意だけでは、なかなかこの図書館整備は成り立ちませんので、予算執行者の町長に質問をさせていただきます。

町長は、英語教育や1年生の国語の授業に加配をするなど、太子町の未来をつくる人材を育てる熱意がこちらに伝わってきます。読書をする事の大切さは言うまでもありません。地方交付税は自治体が自由に使っていることはわかっておりますが、今お話をさせていただいたように学校図書の環境整備を進めたいと思いたしますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 町長。

○町長（北川嘉明） 御指名を受けましたので、最後にお答えをさせていただきます。

確かに私も、これは月刊誌であります。昨今本を読まないということがマスコミ等で報じられております。やはり本からいろんなものを吸収することは多々あると思いた。そういった意味で、子供にも本を読む機会というのは、先ほど議員が言われました、太子町で勉強する子供たちには、いろんな面でそういったものを与えていきたいと思いた。ところでございます。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今教育長と、それから町長から子供たちの教育に対する、また本を読むということに対する決意を聞かさせていただきました。財政課におかれましても、交付税措置がされておりますので、せめて半分以上、3分の2ぐらいは予算措置を、またさまざまほかにも要ることがあるということはわかっておりますが、この蔵書数がそれぞれの学校が本当に胸を張って言える、この充足率はこんだけなんやあって、でも今まで答えてきた中では古いのもあるのになあ、廃棄してないのもあるのにな、本の数は全然わからへんけども、前任からの引き継ぎで今こんだけになっているというふうな、何か先生方に聞いても何でこんな高い数字かわからへんとかありました。一応見てきましたので、しっかりと、今のお二方のトップの方の意見もぜひ取り入れていただいて、財政課におかれましても、また教育委員会におかれましても財政のほうにもしっかりと要望をしていっていただきたいと思いた。よろしくお伺いいたします。

これで1つ目の質問は終わります。

次、学校施設の暑さ対策についてでございます。

昨今、年々最高記録を更新するほどの猛暑が続いております。地球温暖化により、この傾向は続くと、予想はされています。

町内の保育園、幼稚園、太子西中学校にはふるさと応援基金を活用して扇風機がつけましたけれども、町内4小学校と太子東中学校にはまだ設置をされていない状況でございます。今後早急に設置をすべきと考えておりますが、いかがでしょうか。

過去に学校、園の管理下における熱中症や体調不良を訴える事例はあったのか。

また、熱中症対策としてどのような予防対策がとられているかについてもお聞きします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） それでは、お答えをさせていただきます。

昨年度のふるさと応援基金を活用した事業は行っておりますが、これについては、創意工夫を生かした特色ある教育活動等を推進するための事業に対して支援を行うことを趣旨としており、またその対象となる経費は1施設100万円を上限とした備品購入費と、1教室に2機を基本とした扇風機設置に係る工事費で、各校が必要なものを希望、選択した上で実施しております。それに基づき、各学校園におきましては、それぞれの現状に合わせて楽器や実物投映機等の備品を購入したり扇風機を設置したりしておりますが、今御指摘のように町内4小学校と太子東中学校は、備品購入のみを選択したため未設置となっているものでございます。

当教育委員会の基本としましては、当初から全学校園への扇風機設置を予定していたものではございませんが、教育環境がより一層向上するよう、その状況や効果を踏まえた検討を引き続き行ってまいりたいと考えております。

それから、過去の学校園の管理下における熱中症や体調不良を訴える事例についてでございますが、病院に搬送され熱中症と診断された事例は報告をされていないものの、運動会や部活の練習中においては、暑さにより体調不良を訴える事例は数例ございました。

各校での予防対策としましては、少量の塩分を含んだ飲料水やスポーツドリンク等の水分補給を十分に行ったり休憩を小まめにとったりするなど、規則正しい生活を心がけるよう指導することとあわせて、児童・生徒に呼びかけております。

また、教室においては換気を多く行ったり、フロア扇風機を活用したりすることで対応しております。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 学校施設の暑さ対策、当局がよく言われる学校の要望をしっかりと聞いて、扇風機のほうは、ないところに設置をしたということがございました。今回、その状

況を学校訪問してまいりました。

その中から見えてきたものもございましたので、それについて若干話させていただきます。

この暑さ対策という観点から、夏休みではございましたが、どんな状況なのかということで、太田小学校では扇風機は1台もないのかなと思っておりましたが、耐震工事のときに暑いのでと、家庭用の床置き型の扇風機が約40台、校長先生いわく「1クラスに1台ずつ。あそこは37クラスですから1クラス1台ずつ使えるようにありますよ」ということでしたけれども、やっぱり低学年になると扇風機、この家庭用の床置き型ですので、誰か管理がやっぱりいないと、手を突っ込んだり顔を近づけたり毛が巻き込まれたりするような危険性もあるのではないかとというふうに考えましたが、扇風機はとりあえず1台ずつはございました。

また、家庭用の置き型扇風機が、石海小学校は耐震工事に合わせてクラスに2台ずつありました。

太子東中学校では、校長先生の考え方で、壁かけ型でお金をかけるよりも壊れたときにすぐに買いに走れる家庭用の扇風機でいいのだということで、後ろと前に2台ずつ設置をしているということでした。

斑鳩小学校は、北館にはエアコンを整備された、もともとの北館を建てるときの構造でしたので北館は涼しいよと。それで、南館は風通しがいいので、斑鳩小学校は要らないですよということを教頭先生は言われておりました。特別支援学級にはちゃんと置いてますということでした。

それと、実態としては、龍田小学校のみ扇風機が本当に手当てされてなくて、大変私も暑い日に行きましたので、図書館で話を聞いたり、クラスの中に入ってクラスの学級文庫とかを見的过程中で、もう本当に汗が噴き出してきました。「先生、どうされているんですか」って聞いたら、先生がサーキュレーターっていうのを持ってきて「風を回すときもあ

るんです」って言われてましたので、ぜひ、もう要らないというところは、私もう、あるんだったらもったいないからいいのかなと思いまして、でも龍田小学校のこの扇風機の手当てはしてあげていただきたいなと思いますけれども、この先検討をしていただけますでしょうか、よろしく願いいたします。

○議長（橋本恭子） 教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） 学校によって扇風機の必要性というのは、今議員が足を運ばれて直接聞かれたということで、それぞれの思いがあるというふうに、今実態としてわかった状況でございます。

龍田小学校におきましては扇風機がないということでございますので、その点につきましては施設整備の中で、また学校とも協議しながら整備については図っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 よろしく願いいたします。

それと、熱中症の関係ですけれども、特に病院に運ばれるような重症者はいなかったということで幸いでございます。熱中症とは高温多湿の中で起こる病気で、体温上昇、目まい、体のだるさ、またひどいときにはけいれんや意識の異常などさまざまな症状を起こす病気でございます。気温30度以上、湿度70%から80%、風の弱いときなどには特に熱中症が起りやすい状況で、注意が必要とのことです。

子供たちの健康を守るために、さまざまな御苦勞をされていることがよくわかります。学校に行って話を聞いておりますと、熱中症予防対策といたしまして、私のほうから2つの提案をさせていただきたいと思っております。

1つは、ミストシャワーの設置です。水道水を霧状にして噴射をし、その気化熱で周囲の気温を下げるものであります。そして、ミストシャワーの下を通り抜けると、噴射された霧は素早く蒸発するため、体がぬれること

なく気化熱で体温上昇を防ぐので、涼しくさせてくれます。皆さんもどこかのイベントに行かれたりしたら、そういうミストシャワー、最近では実際に見られたり当たられたりしたのではないのでしょうか。暑い炎天下、本当にオアシスのような、そのようなミストシャワー、最近では小学校、中学校にも設置が進んできております。

例えば、愛知県知多市では、小・中学校にミストシャワーをお金もかからないからということで、設置費用がそんなにかからないということで、水道水を噴射して、そういう電気代も使わないからということで、この夏の熱中症対策に一役を買っているということです。

また、実施をしている愛知県取手市では実験をされまして、平均して二、三度ほど気温が下がると、ミストシャワーの設置で子供たちに少しでも涼しい場所をつくれるということで、各学校で実施されているところでは話を伺いました。太子町におきましても、こういうふうな余りお金のかからない、かけないこのミストシャワー設置ができないか、お伺いをいたします。

2つ目の提案ですが、携帯型の熱中症計です。熱中症計は、気温と湿度から熱中症の危険度を知らせる計測器です。熱中症計には気温と湿度、そして熱中症の危険度ランクが「危険」と「嚴重注意」など5段階で表示をされておりまして、危険性を自動的にランプとブザーで知らせる仕組みとなっております。携帯用ですから、教室での授業や屋外での活動、スポーツなどにも活用ができます。熱中症予防対策として、この携帯型熱中症計を小・中学校に幾らかでも配付はできないのでしょうか。

先生方にこの熱中症の関係でお伺いしましたら、気象庁の高温注意報を注意したり、それから運動場に向けて置いてる温度計が35度以上になったら外では遊ばせないというふうな手当てもされておりますが、こういう今2点をまた紹介させていただきましたが、検討

していただきたいですけれども、いかがでしょうか。

**○議長（橋本恭子）** 教育次長。

**○教育次長（宗野祐幸）** また2点ほどの御質問がございました。

まず、1点目のミストシャワーの設置でございますが、今事例をおっしゃった愛知県ですか、そちらのほうのものを十分調査させていただいて、設置できるかどうかというのはまた今後の検討課題ということでさせていただきたいというふうに思います。

それと、熱中症の予防をはかる携帯用ですが、やはり今言われたように高温注意報が気象庁から発表されますと——35度以上ですか——そういった温度計とかそういったもので対応できるというふうに考えておりますので、携帯用の熱中症をはかる、そういったものを購入するという点については、現時点では考えておりません。

以上です。

**○議長（橋本恭子）** 井村淳子議員。

**○井村淳子議員** 学校施設の暑さ対策、大体6月ぐらいするんですけれども、今年は比較的夏も涼しくって、もう秋の気配もするところになってまいりました。運動会も5月にするようになりましたので、大分熱中症対策、それが学校現場でも進んでいるのかなと思っております。

いろいろ提案をさせていただきましたが、今後の温暖化の進行、また広島県の災害時の避難場所に教室が使われておりましたが、そこにはエアコンが設置をされて、避難されてきた方々がこの暑いときに本当にありがたいというふうな話もされておりました。近隣でも、エアコンの設置が大分進んできております。

太子町は、とりあえず扇風機をということで今手当てをさせていただいておりますが、将来的なことを考えると、エアコンの設置もしていかがるを得ないのかなとも考えます。財政のことも考えながら計画的に進めていただきたいと申し上げまして、次の質問に入ります。

す。

次3番目、太田小学校の防犯対策について。

学校は、子供たちの夢を育む安全で楽しい場所でなければなりません。まだ記憶に残っている平成13年6月の池田小学校で起きた殺傷事件は、学校施設の安全管理、特に防犯対策のあり方について、改めて問いかけるものでした。

平成25年、太田小学校では6月9日の体育館内の火災、6月25日には太田小学校南館屋上扉前のぼやがありました。その後の経過をお伺いしたいと思います。

1つ、この2件の事件は、その後の検証の結果どうなったのかについてお願いいたします。

2点目、去年の事件を踏まえ、防犯対策として講じていることはあるか。

また、防犯カメラも必要だと現場からもお聞きしますが、太田小学校につけると全部につけるようになるので、予算の関係で無理という話も聞いておりますが、こんだけ事件が立て続けに起きていることから、一斉にはなくって、太田小学校には抑止力、また不審者発見のために、今すぐ取りつける必要があると考えますが、いかがでしょうか。

3番目、今年度に入ってセコムや警察が駆けつけた事案はあるか。

4番目、東出コミセンと太田小学校の間に体育館に通じる階段があり、フェンスがあるものの、飛び越えられる高さであります。また、太田小学校グラウンド東のスポーツ21の倉庫のところも、常時面している町道から直接校内へ不特定多数の車、バイク等が常に乗り入れが可能な状況でございます。防犯対策がなされているとは言いがたいけれども、いかがでしょうか。

**○議長（橋本恭子）** 教育次長。

**○教育次長（宗野祐幸）** それでは、4点ほどの御質問でございますので、1点ずつ答弁をさせていただきます。

まず、1点目でございますが、2件の事件

の検証結果でございますが、当時警察による、鑑識等が行われましたが、学校も含めて、その結果については特に知らされておられません。

それから、事件を踏まえての防犯対策でございますが、これらは以前から行っているのですが、校内巡視の励行、校舎の施錠管理等を一層徹底して行っております。

それから、3点目のセコムや警察が駆けつけたことがあるかということなのですが、今年度に入りましてからは2回作動しております。セコムにより対応しております。内訳は、侵入異常が1件、窓ガラス破損が1件となっており、実質被害は南館1階会議室の窓ガラス破損2枚となっております。

4点目ですが、これらの事案が現実として発生している以上、御指摘のとおり十分な防犯対策ができるとは言いがたいものと考えております。今後におきましては、防犯カメラの設置も含めて、現場に必要な対策を検討してまいります。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 私も、今回のこの件ですね、学校の校長先生等とも話をいたしました。実際に窓ガラスが割られた場所も見せていただきました。きれいに、もう窓ガラスは補修をされておりますのであれですけれども、2番で答えていただきましたように不審者が入ってきても、幾ら校舎の鍵をしっかりとしてても、そういうガラスを割って入られる、それで入られたところにはセコムがたまたま動かなかったり、違うところのセンサーが反応して異常が見つかったりと、そういうこともあるわけですから、この防犯カメラ、早急に太田小学校のほうにはつけていくべきだと考えます。

現場の先生方も、こういう事件があった少しの間、トイレなどに不審者が潜んでいないか見に行かれるとのことですが、先生も幾ら男の先生であったとしても、やっぱり怖いと思います。相手が何者だかわからな

い。ナイフか何か持っていたら自分の命が危ないということにもなりますので、こういう事件が立て続けにあって、なおかつ今年度にもあって犯人が捕まっていないという状況ですから、二重三重の防犯対策をしていかないと、安心して子供たちを学校にやることができないと思います。また、先生も子供たちを守ることに神経を使って、余裕のある授業もできないのではないかなというふうに思うわけであります。

それと、防犯カメラは検討していきたいということですが、先ほどの町道からスポーツ21のところを通過して裏山の小学校の体育館のところまで車、また人、バイクが自由に出入り可能であります。それで、体育館のところまで行きますと、ちょうど死角になって、誰が車で乗りつけて誰がどんな動きをしているかっていうのはわからない状況になりますので、まずその町道からスポーツ21のところに入るところに、何か侵入を防ぐための車どめとかチェーンなど考えられないでしょうか。知恵を絞っていただきたいと思いますが、対策を考えるべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） あと8分です。よろしくお願いします。

教育次長。

○教育次長（宗野祐幸） その点につきましては、スポーツ21の方も御使用になられるということでございますので、夜間そういった使用者がございまして、その中での防犯対策としてのチェーンとか車どめの設置ということについては、それぞれの各種団体あるいは学校関係とも十分協議して考えてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 それでは、4番に入ります。

教育委員会への指導主事配置について。

2007年3月10日の中央教育審議会答申「教育基本法の改正を受けて緊急に必要とされる

教育制度の改正について」では、教育委員会の体制の充実において「市町村教育委員会は指導主事を置くように努めることとする」と提言をされました。これにより、地方教育の組織及び運営に関する法律第19条第2項も「市町村に置かれる教育委員会の事務局に、指導主事その他の職員を置く」と改正をされました。

ところで、指導主事は学校訪問等の指導助言活動や指導行政事務を行う職務でございますが、全国的には市町村教育委員会での配置率は低であります。

しかし、現在のこの太子町の学校の環境を取り巻く社会情勢の中、少人数教育の推進、英語教育、特別支援教育の充実などの地域の多様な教育ニーズに応え、限られた行政資源の中で、より教育現場の実態に即し効果的な施策を行うために、当町においても指導主事の配置を考えてはいかがでしょうか。

○議長（橋本恭子） 教育長。

○教育長（寺田寛文） 失礼いたします。近年人々の価値観や家庭での教育のあり方が多様化し、子供たちを取り巻く環境が大きく変化する中で学力向上、いじめや不登校、危機管理等への対応など、学校教育が抱える課題が複雑化、多様化しております。

そのような中、指導力不足、体罰といった教員の問題や不登校、非行、校内での事故といった児童・生徒の問題に対して、校長、教頭を通して解決に当たり、また教育課程が適切に行われているかどうか把握し、適切でない場合は指導する等、教育の専門的職員である指導主事の役割は、今後ますます重要になってくるものと考えております。

したがって、当町の学校教育においては、担当課である教育委員会管理課に一般行政職員6名、元小学校長である非常勤職員の学校教育指導員2名の計8名を配置して対応しておりますが、近年の状況を踏まえ、平成27年度から指導主事を配置する予定としております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、27年4月からの配置を考えているということでございましたので、これについては教育現場と教育委員会をつなぐ重要な役目を果たしていただきたいと思っておりますので、早期のその配置を期待しております。

それでは最後……何分ですか。

○議長（橋本恭子） 6分。

○井村淳子議員 6分。最後ですけれども、5番、危険ドラッグ対策について。

危険ドラッグとは、合法ドラッグ、脱法ドラッグなどの新たな呼び方ですが、麻薬や向精神薬と同様に幻覚作用等を起こさせるもので、人に乱用させることを目的として販売等されている製品を言います。アダルトショップやドラッグ専門店、インターネット等で多くはハーブ、お香、アロマ、芳香剤、バスソルト、ビデオクリーナー、観賞用標本、試薬などと、目的を偽装し、販売をされております。危険ドラッグは、インターネット等でも誰でも購入できることから、麻薬や覚醒剤等の薬物乱用への入り口「ゲートウェイドラッグ」としても問題となっております。

また、ここ近年、危険ドラッグに関する事件や事故が急増しております。東京都、大阪府を初め各地で吸引後に体調不良を訴え、病院に搬送されるケースが多発し、死亡例も確認をされております。使用した若者の心と体をむしばむだけではなく、幻覚作用などから犯罪を起こしたり危険ドラッグの売り上げが暴力団関係者の資金源になっているという問題も提起をされております。

このような違法な薬の販売は禁じられておりますが、一般の私たちが知らないところで、若者を中心に普及をしております。

そこで、太子町での対策を尋ねます。

1つ、たつの警察管内において摘発された事例はあるのか。

2、太子町の担当所管課及び相談窓口はどのなのか。

3番、太子町としての今後の対策を尋ねま

す。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） まず、1番でございますが、たつの警察署に確認したところ、平成26年8月末現在では、摘発の事例はありませんということでございます。

それと2番目、担当所管課でございますが、本町におきましては健康障害の未然防止という観点から、危険ドラッグの危険性を広く周知するための業務は、兵庫県の龍野健康福祉事務所と連携をいたしまして、さわやか健康課で行っております。

また、薬物乱用等による健康相談窓口についても、同じくさわやか健康課で行っております。

3番目でございます。今後の対策ですが、危険ドラッグは「買わない、使わない、かかわらない」という、こういう広報活動を通して、広く一般住民に危険ドラッグの危険性を啓発してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今部長が言われたように、「買わない、使わない、かかわらない」というような、こういうチラシが兵庫県のホームページから出てきております。こういうことから、太子町もしっかりと対策をしていかなければ、本当に水面下で、見えないところで進んでいるかもしれません。今は幸い事例はありませんけれども、どんな誘いで、それに若い人が、子供がひっかかるかもしれませんので、太子町における具体的な、そういう普及啓発についてどのように考えておられるのか。

また、危険ドラッグとは何か。また、言い方が最近変わってきました。「脱法ドラッグ」から「危険ドラッグ」というふうにもなってきましたので、私たちの年代はよくわかりません。町民としてできることは何か、また町のホームページとかにも掲載をして、しっかりとこういう認識をしていかなければな

らないと思います。その方法の啓発についても、どういうふうにお考えでしょうか。

それと、危険ドラッグ等を販売している店舗、ここではないかもしれませんが、そういう店舗の摘発強化などもどうされるのでしょうか。

それと、危険ドラッグをもしされて、常習者家族への相談体制は、さわやか健康課が行われるということでもありますけれども、やっぱり国とか県とか近隣市との連携、警察との連携もしていかないと、なかなか表に出てこないこういう危険ドラッグの危なさがあると思います。太子町として具体的にどのように普及啓発をされていくのかについてお願いいたします。

○議長（橋本恭子） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（井手俊郎） 議員よく御存じのとおり、合法的というふうな表現をされておりましたが、この薬物につきましては26年4月1日より薬事法の改正によりまして、一切購入、所持、もちろん使用も含めまして、あと譲り受け等全て新たに禁止という措置がとられております。この辺は、警察を通して広く広報もされておりますが、私どもでできるのは、やはり健康被害等の部分について広く啓発をしていきたいというふうには考えております。

ただ、一般住民の皆さんからのやはり事件等に係る通報、また情報の提供、このあたりにつきましては、必ずしもさわやか健康課へ入るというのは限りませんので、その辺につきましては随時速やかに兵庫県、県健康福祉事務所、また警察のほうに連絡し、対応していただきたいというふうには考えております。

あと、これを扱っております商店等の対応でございますが、これは国の近畿厚生局の麻薬取締部、それとあと県のほうです、ここが一体となって連携して立入検査等、あと商品の買い上げなどをやっているようでございますので、これはこちらのほうにお任せするしかないかなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（橋本恭子） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 危険ドラッグは、本当に確実に若い若者の層に静かに忍び寄ってまいります。体と心をむしばんでいこうと、そういう誘いも、たくさんそういうネット上でもあります。若いころはいろいろなことに興味を持つことも当たり前でございます。しかし、興味本位で危険ドラッグをたった一度だけ使用して、その結果一生を棒に振るようなことがあってはならないと思います。しっかりと青少年に対する取り組みも強化していただきたいと申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（橋本恭子） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

~~~~~

**日程第2 請願第8号 「集団的自衛権
関連法案を拙速に国会に提出
しないことを求める意見書」
の提出を求める請願**

○議長（橋本恭子） 日程第2、請願第8号「集団的自衛権関連法案を拙速に国会に提出しないことを求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

ただいま上程中の請願第8号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり総務常任委員会に審査を付託します。

~~~~~

**日程第3 請願第9号 国及び兵庫県に  
対し「給付制奨学金の創設を  
求める意見書」の提出を求め  
る請願**

○議長（橋本恭子） 日程第3、請願第9号国及び兵庫県に対し「給付制奨学金の創設を求める意見書」の提出を求める請願を議題とします。

ただいま上程中の請願第9号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり福祉文教常任委員会に審査を付託します。

~~~~~

**日程第4 請願第10号 手話言語法制
定を求める意見書の提出を求
める請願書**

○議長（橋本恭子） 日程第4、請願第10号手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願書を議題とします。

ただいま上程中の請願第10号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり福祉文教常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月4日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午後4時43分）